

平成23年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成23年6月22日）

（午前10時11分 開会）

開会・会議宣告

- 議長（山崎数彦君） おはようございます。
ただいまから、平成23年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は8名でありますので、定足数を満たしております。

会議録署名議員の指名

- 議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
この定例会を、本日から6月24日までの3日間とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

- 議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長に報告させます。
渡部議会事務局長。
- 議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。
この定例会に付議されます議案は、委員会提出議案1件、市長より送付を受けた議案7件、諮問1件、報告2件が提出されることになっております。
次に、議長の報告でございますが、平成23年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について、報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成23年5月10日開催の第2回臨時市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

消防広域再編協議についてでございます。

さきの新聞報道に掲載されました消防の広域再編につきましては、平成19年12月に砂川地区広域消防組合に上砂川町と本市を加えた新たな広域再編に向けての勉強会を立ち上げ、担当者による協議を進めておりましたが、既に発足していた2市3町による地域づくり懇談会が解散し、合併協議が白紙となったことから、この消防の広域再編に係る協議についても休止状態となっております。

しかし、大きく変化する消防へのニーズや人口減少社会への対応、さらには高度な資機材の整備や通信業務の共同化など多くの課題が山積していることから、本年4月、2市3町の副市町長、主管課長、消防長による会議が開催され、平成24年4月の再編を目指し協議を再開する旨、確認されたところであります。

今後、具体的な体制づくりなどについて協議を進めることとなりますが、消防行政の広域化に当たってのメリット、デメリットを含め、議員並びに市民の皆様に対し協議内容を報告するとともに、御意見をお聞きしながら慎重に対処してまいりたいと考えております。

以上、消防広域再編協議について御報告申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、市長のほうから消防広域再編成ということについて報告がなされたわけでありまして。

これは市長のお話にもありましたが、6月15日の北海道新聞、この新聞の記事に、歌志内市、上砂川町、砂川地区広域消防組合に加入する方向でという内容のものの記事がございました。

これに当たっては、既にある程度の話合いが持たれていて、一度白紙になって、さらにそれがまた持ち上がってきたという内容であるようではありますが、正直、今現在私が知り得るのは、この消防組合に入ることによってどういったことが優遇されますよということが書かれているものがありますので、これについて何点か、5点になろうかと思っておりますが質問いたしたいと思っております。

まず、一つ目の質疑であります。記事に書かれているものを順次質疑いたしますが、歌志内

市、上砂川町が加入することで人件費の削減がという内容のものがございませう。歌志内市にとって、その人件費というのはどのようなメリット、どの程度のメリットがあるのかをお聞きいたしたいと思ひます。

続きまして、二つ目であります。一つの消防署で億単位の経費がかかる無線デジタル化というふうな文言で載っておりますが、この無線のデジタル化によって、これから3市5町ということでありませうから、単純に5億円という金額がかかるのだというふうに思ひますが、この金額はどうか。そして、本当であれば歌志内はどの程度のものを支払わなければならない状況になるのかということをお聞きいたしたいと思ひます。

次に三番目であります。新聞の記事によりますと、市、町の境界にかかわらず迅速な出動が可能である、そういった記事が載っているわけでありませうが、組合に加入する、あるいは加入しない、そういった場合の状況はどのようになるのか、それにつきましてお伺ひをいたしませう。

次に4番目であります。両市、要するに歌志内市、上砂川町は、退職者不補充など組合への加入の準備を進めてきているというこの記事もあるわけでありませうが、これは私の今までの消防行政との話の中では、歌志内市は市民の生命と財産を守るために職員の不補充はないというふうに記憶してございませう。この辺のところの回答をお願いいたしませう。

次に5番目であります。恐らくや加入することによって、消防本部、そういったものにお金を支払っていかなければならない経費が出てくると思ひますが、その経費はどのようになっているのか。

以上、5点につきましてお伺ひいたしたいと思ひます。よろしくお伺ひいたしませう。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、1点目の人件費の削減についてということではございませうが、今回の消防広域化の目的は消防防災体制の一層の強化でございませう。したがひまして、総務部門や通信部門の職員を効率化することによりまして、生じた人員は直接住民サービスを担当する要員や職員の資質向上のため活用されるものであり、消防力の対応力が低下してはならないものと考えております。

しかし、市民に迷惑がかからないサービスが提供でき、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能となった場合、また、社会情勢や通信業務の統一化など効率的な消防行政が可能なる場合には、さまざまなことに対しまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、デジタル整備の経費にかかるのはどれぐらいなのかということではございませうが、現在の無線は電波法の改正により、平成28年5月までにデジタル方式に変更しなければなりません。この改正により、現在使われている消防無線は使用できなくなるため、道を中心に、それまでさまざまな勉強会や会議を開催したところでございませう。

その中で整備費は、議員のおっしゃるとおり巨額の経費がかかり、この経費をできるだけ抑えることを目的に、空知において、空知ブロック消防救急デジタル無線整備低減化検討会議を設置され、具体的な検討、調査を進め、中空知ワーキンググループを開催されたところでは。特に検討しなければならないことは、単独整備と共同整備の整備費の比較であります。

ことしの春までの当市における整備計画は、当市のように山に囲まれた地形の場合、デジタルの電波では到達範囲が非常に狭くなると言われており、専門業者の機械による卓上シミュレーションでも、中村地区、また文珠地区は電波が届かないとされたところでございませう。

先日、電波調査用に国から借用した器械により調査した結果、現在のアナログ無線とほぼ同等となったところでございませう。

今回の調査における結果については、現在、ワーキンググループで集約して道に報告することとなり、共同整備をする場合は、管轄地域をカバーするためには神威岳にアンテナを設置することが最良と思われませんが、費用の低減化につながるために、こういった検討部会において、さらに今後の設置方法や運用方法を検討、調整を図ってまいります。

整備の費用につきましては、道への報告、また広域化検討部会で検討、調査などをしないまま金額を申し上げますと他市町に迷惑のかかることとなりますので、今回は差し控えさせていただきたいと思っております。

3点目の市町村の境界線に係っての迅速な出動等のことだと思っておりますが、現在、境界線付近の出動につきましては管轄区域が不明の場合が多く、隣接する消防で同時出動するよう取り決めております。

今回検討されている砂川地区広域消防組合出動計画では、火災に関しましては管轄区域にこだわらず、第一出動で地元の消防と砂川の消防が同時出動となっておりますが、救急の場合は、それぞれの管轄区域の消防の救急隊が出動する体制となっております。

災害の大きさによっては、北海道消防広域応援協定により要請することが可能ではありますが、この応援につきましては、例えば火災の場合、出動後、地元の消防だけでは鎮圧が困難と判断した場合に、北海道消防広域応援協定に基づき直近の消防に応援要請することとなりますが、広域化した場合、出動計画により初動から人員と車両を有効に出動し、状況により同じ組合の消防から順次応援が来るよう計画されておりますので、被害が大きくなる前に鎮圧することが可能と考えております。

広域化に伴い、通信の一元化などを行うことによりまして、多数の部隊が統一的運用により第一出動が増加し、出動体制の強化が可能となります。また、第二出動以後の出動態勢及び二次的災害に備えた補完体制の確保も可能となることにより、災害による被害の軽減のための対応が可能となるところでございます。

そのために、今後、この出動体制も含め、住民にとってよりよいサービスが提供できる体制について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、職員の補充についてでございます。

当市におきましては、社会情勢を踏まえつつ出動体制の見直しを行いながら、計画的な職員の採用を行ってきたところでございます。また、本年につきましては1名を採用し、現在、消防学校に入校中でございます。

次に、本部経費がどのぐらいかかるかという問いでございますが、消防本部は市町村の消防事務を統括する機関でございます。業務といたしましては、人事、予算、庶務等の組織維持のための事務や消防活動の企画、運営等の処理を行う機関でございます。

本部経費は、そのための事務的経費として、8名分の人為的経費と各構成市町が共同で使用する設備が該当いたします。当市が砂川市に広域消防に加入した場合、本部経費として現状では毎年1,200万円から1,300万円程度負担することとなります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これからの話し合いで、さまざまなことがほかの地域と話し合われて決定していくということで、金額等につきましても控えさせてもらうという話でございました。そのとおりだろうと思えます。

ただ、本部経費ということで話が出まして、8名分の事務的経費でその他のこともあって、今1,200万円という金額だったかと思えますが、そういったものを支払って加入すること

によって、消防力という言葉が出ましたけれども、歌志内にとっての住民の生命、財産を守るための消防力、そういったものが1,200万円という金額に見合うものというふうに考えていいものなのかどうなのか。

これからの話し合いのもとで決まることでしょうか、そういったものがどの程度押さえておられるのか。もしもそれがあれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今の質問にございました、現在、消防広域について確認をし、一たん中止していたものを協議に入るといふことの説明でございます。

したがって、具体的な体制づくりを含めて内容等については、今後の取り決めになっていこうかと思っております。

また、先ほど消防長が説明した内容については、19年のときにいろいろ話し合いをし、またその後、まちづくり懇談会等の中でもそういう話が出た中で、いろいろ検討事項について項目を並べております。それで、その中で、当初いろいろな資料をまとめる中で出た数字等を含めて、今、精査をしているわけでございますが、そういったメリット、デメリットというものについて、これから十分に協議をされていくという内容でございます。

したがって、今いろいろ項目出されましたが、そういった項目等を含めて進捗状況について、議会を初め市民の皆さんに報告をしながら御意見を聞いて慎重に対応をしてみたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 6月28日に協議があると、先ほどの関係課長と消防長が参加してということなのですが、歌志内市としてはこの組合に加入ありきという立場でその会議に臨むということで理解しているのかどうか。

それともう一つ。先ほどるるメリットについてはいろいろ説明がありましたけれども、想定されるデメリットについてはどのようなことが想定されるのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 今回の広域再編につきましては、当然そのメリット、デメリットを考えながら進めていかなければならないと思いますので、現段階では加入するほうでは考えておりますが、それが市民にとってはマイナスになるようであれば、それはそのときまた考えていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の想定されるデメリットは想定されているのかと。もう今のところは想定できないということでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 想定されるデメリットといたしましては、まず、市防災当局との連携は大変重要だと思っております。それが、特に住民避難を行う災害について連携を密にしなければならぬところですが、その対応に不都合が生じる恐れがあるというふうには考えております。

それと2点目として、広域化を実施した場合に、市町村と疎外になる可能性もそれは十分であると認識しております。

3点目といたしましては、先ほども申しましたが、通信施設の一本化にかなりの経費がかか

るのではないかと。

4点目として、通信業務が本部事務となることから、住民に混乱を生じる恐れもありますので、その辺はならないような方策を考えながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 先ほど、人員の削減についてだったのですがけれども、救急についての対応のおくれなどないよということではあったけれども、いろいろな地域で、今、消防職員の不足が常態化してきています。歌志内でも、ピークから見て6人職員が減っている状態になっています。

初動体制のおくれ、こういったことが懸念されると思うのですがけれども、歌志内に住んでいるお年寄りの多くは常に不安を抱えながら毎日の生活を送っていると思うのです。そういったことに救急を要したとき、お年寄りの方々、住民の方々、こういった皆様に不安な気持ちを持たせないように、今後ぜひ消防の役割、重要性、しっかり考えていただいて慎重に議論していただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 今のは意見ですか、質問ですか、質疑ですか。

○6番（女鹿聡君） 質疑です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 確かに議員のおっしゃるとおり、市民に不安を与えることはあってはならないと思いますので、現状の消防サービスが低下しないよう協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、教育行政について報告を求めます。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

おはようございます。

4市町間の連携、協力による共同事業の検討について御報告申し上げます。

平成23年5月24日に歌志内市と上砂川町、奈井江町、浦臼町で第1回4市町教育長次長会議を開催し、広域行政についての協議を行いました。

これは、平成16年4市町で設立した空知中部連合自治研究会において、相互の連携、教育体制を構築し、行政運営の効率化、地方分権、権限移譲等の自治体運営に関する課題の解決方法を研究し、平成18年2月、新たな自治体間連携、協力等の推進についての調査、研究報告書が作成されました。

この中で、教育問題については、広域連携等の実施に向けた協議等を進める項目として、短期的課題は、スクールカウンセラー共同配置、以下4項目。中長期的課題は、教育、文化、スポーツ技術の共同利用、以下5項目として位置づけられました。

その後、本市独自での広域連携の調査、研究を続けておりましたが、4市町での継続した検討は続けられず数年が経過いたしました。

昨年、上砂川町、奈井江町、浦臼町の3町で教育行政の広域連携が協議されたようで、ことし2月に歌志内市にも参加要請があり、平成23年度より改めて4市町により調査、研究及び

協議が始まったものであります。

以上、4市町の教育委員会による広域的な教育行政の事業展開の可能性を探るための調査、研究、協議。例えば、1市3町の社会教育施設の総合利用等についての協議などを行っていますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、教育長のほうから、4市町からの連携協力による共同事業の検討についてということで報告を受けたのでありますが、まず一つに、この事業の具体的な内容が、今聞くとところによると社会教育の施設の云々とか、それからその前にお話ししましたスクールカウンセラーのほか4項目だとか、それからスポーツ等の関係5項目だとかというお話でございました。

その4項目、5項目、これをまず示していただきたいということと、まだ、何となく報告を聞いていますと、あいまいなところがあるような感じがするのですが、これは事業内容については、まだあいまいであるのか、それとも具体的に本当に進めていくのか、この点についても示していただきたいのと、やはり最終的にどのような事業をしっかりと目指していくのか、この辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） 先ほどの1点目の事業の具体的な内容で4項目、5項目ということでございますけれども、これについては平成18年2月に新たな自治体間連携協力の推進ということで、歌志内、奈井江、浦臼、上砂川町での教育関係の部分として整理されたものの中で、短期的課題として4項目、これについてはスクールカウンセラーの共同設置、それから英語指導助手の共同配置、それから社会教育文化団体の広域化に向けた助言、そして生涯学習事業の共同開催、こういうものが4点、短期的課題として整理されたところです。

あと、中長期的な課題ということで、一つ目は、教育、文化、スポーツ施設の共同利用、それから2点目として、小中学校の再編、三つ目として学校給食施設の広域利用、4点目として幼保一元化、5点目として教育委員会の共同設置という、こういうものが18年に4市町で整理されたところでございます。

それで、2点目のあいまいなところがあるということで、どうなのだということでございますけれども、まさに先ほど教育長から報告があったとおり、第1回目の教育長次長会議が5月24日に始まったということで、これからこの協議が具体的にいろいろ進んでいくということなわけですけれども、先ほど申し上げた4項目、5項目、やはり過去4市町ではこの項目について協議されているものですから、この4項目、5項目をベースにしながらどのような共同事業が可能なのかということで進められるというふうに思っております。

その中で、今現在、5月24日時点で頭出しというか、そういうものが出てきているものについては、先ほどちょっとお話あった4市町の社会教育施設をどのように综合利用できるのかという点と、学校の指導主事の配置、それとスクールカウンセラーの配置、これらを共同事業で何とかできないかという、この3点について、今、協議が始まっているという状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、4項目、5項目、具体的に示していただきました。

この中で本当に注目すべきものが入っているなど、再編問題だとか、幼保の問題だとか。こ

れは既に遅かったぐらい、他の議員からも要望関係についても指摘をしておりますし、ぜひこの事業をいち早く、歌志内の立場は立場として、やはりこの検討委員会の中でしっかりと進めていただきたいし、やはり歌志内は歌志内独自のものがあると思いますけれども、その歌志内独自のものを主張をしっかりと、歌志内の教育問題あるべき姿のものについても、できればこの中で共同でできるものがあれば推し進めていただきたいと思います。

その考え方について、お聞きしておきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） 過去に4市町でこういう話が行われたということですので、やはりこちら辺で、何年かたっておりますけれども、今の時点での状況も中には変わっている部分もあるかと思いますが、もう一回、再度、初めから4市町で何ができるのかという部分を十分大事にして話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

当然、歌志内としては、今の財政状況、ほかの市町村も同じですけれども、特に共同配置となると、経費の節減とかそういうものが効果が上がるというふうに思いますので、そういう財政的な部分も十分踏まえながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第5号平成22年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第5号の繰越明許費繰越計算書につきまして御報告申し上げます。

報告第5号平成22年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成22年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、平成22年第3回定例会、平成23年第1回臨時会及び平成23年第1回定例会において補正いたしました繰越明許費の繰越計算書についての報告でございます。

1、一般会計、2款総務費1項総務管理費。事業名、バス待合所新設工事、金額219万円。事業名、庁舎等改修工事、金額969万6,000円。

これら2件は、国の緊急総合経済対策としての地域活性化交付金、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、3款民生費2項老人福祉費。

事業名、高齢者等生活支援事業除雪機購入経費、金額160万円。

これは、国の緊急総合経済対策としての地域活性化交付金、住民生活に光をそぐ交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものです。

事業名、老人ホーム厨房備品購入経費、金額195万1,000円。事業名、老人ホーム天窓改修工事、金額194万3,000円。事業名、老人ホーム給水加圧ポンプ改修工事、金額

71万4,000円。

これら3件は、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものです。次に、7款1項とも商工費。

事業名、新産業等創造事業助成、金額1億710万円。

これは、誘致企業の株式会社ソラチ・クォーツに対する新産業等創造事業助成金であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

事業名、消費相談施設改修工事、金額119万7,000円。

これは、住民生活に光をそそぐ交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものです。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費。

事業名、桜沢線道路改良工事、金額438万9,000円。

これは、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、9款1項とも消防費。

事業名、消防庁舎改修事業、金額1億3,736万4,000円。

これは、国の空き家再生等推進事業費交付金を活用して、旧歌志内ショッピングセンターを消防庁舎に改修するもので、予算総額から平成22年度執行額を差し引いた予算残額1億3,736万4,000円を平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、10款2項小学校費。

事業名、小学校教室等塗装工事、金額638万4,000円。事業名、小学校教室床改修工事、金額99万8,000円。事業名、小学校体育館トイレ改修工事、金額78万8,000円。事業名、小学校屋上フェンス解体工事、金額90万3,000円。

これら4件は、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

次ページをお開き願います。

3項中学校費。

事業名、中学校テニスコート整備工事、金額100万円。事業名、中学校武道場暖房機整備工事、金額88万2,000円。事業名、中学校網戸取替工事、金額50万9,000円。

これら3件は、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

事業名、特別支援学級洗面所整備工事、金額62万円。

これは、住民生活に光をそそぐ交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、4項幼稚園費。

事業名、幼稚園屋根改修工事、金額401万1,000円。

これは、きめ細かな交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、5項社会教育費。

事業名、図書館施設整備事業、金額178万5,000円。事業名、図書館玄関改修工事、金額321万2,000円。事業名、公民館舞台吊物装置改修工事、金額1,050万円。事業名、公民館ワイヤレスマイク装置増設工事、金額54万6,000円。事業名、公民館誘導灯取替工事、金額191万1,000円。事業名、公民館施設備品購入経費、金額200万円。

これら6件は、住民生活に光をそそぐ交付金事業であり、全額を平成23年度に繰り越したものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑にはいます。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 私の聞き漏らしなのかもわからないのですが、7款の商工費の中の新産業等創造事業助成のその他という財源、このその他というのはどういう財源だったのか、ちょっと教えていただきたい。

同じく、その中の消費相談施設改修工事、これは具体的にどのような工事だったのか説明をお願いします。

それと、これらいろいろな工事がありますが、この中で市外の業者に発注された工事はあるのか、これから発注されるのもあるのか、その辺を伺いたと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の新産業等創造事業助成の未収入特定財源のその他なのですが、これは産炭地振興基金の新基金からの取り崩しでございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうからは、消費相談施設改修工事の内容について御答弁申し上げます。

工事の内容につきましては三つございまして、外壁改修、便器の取りかえ、煙突の改修工事、この三つでございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 繰越明許事業の中の工事請負費の中で、市外の業者がどれだけいるかということについて、指名参加をいただいている業者さんにつきましては、すべて網羅された業者となっておりますが、市外という形でいきますと、電気関係で市外の業者が入っていらっしゃいます。また、設備関係の業者も市外の業者が入っております。

事業名で言ったほうがよろしいですか。市外の取り扱いも、これは指名参加を出されている業者でございますので、うちの指名業者という形でございますけれども、店舗が市外に、営業所が市外にはございますので、それについて御報告いたしたいと思っております。

庁舎電話交換機改修工事、歌志内市中学校武道場暖房機整備工事、歌志内中学校特別支援学級施設工事。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第5号は報告済みといたします。

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第6号株式会社歌志内振興公社第28期事業報告及び第29期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ー登壇ー

報告第6号株式会社歌志内振興公社第28期事業報告及び第29期事業計画について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第28期事業報告でございます。

事業概況の（1）高齢者健康センター歌志内チロルの湯事業についてであります。健康と温泉、食をテーマとして施設利用者の集客増加を目指す4年目の運営に取り組んでまいりました。

また、市からの温泉施設利用促進事業及び施設整備事業、中村共同浴場廃止に伴う入浴料助成事業のほか、ふるさと雇用再生特別対策推進事業に係る地場産品料理創作提供事業の委託継続を受け、健全経営に向け努力したところでございますが、長引く景気低迷などにより社会的情勢が安定しないことから、観光地への出控え、宴会等の縮減などもあり、前年より利用者が下回る結果となりました。

さらに、燃料費の高騰、施設老朽化に伴う維持管理経費の増大も運営に大きな影響があったところでございます。

そのため、経費節減、人員削減等の各種合理化の実施及びプレミアム入浴回数券の発行、週替わりランチメニューの導入などによる自助努力を行ってまいりましたが、安定経営には至らなかったところでございます。

次に、平成22年度における利用状況でございますが、入館者が12万5,677人で、前年比4,501人の減、宿泊者は4,749人で、前年比257人の減でございます。

次に、社員等に関する事項でございますが、平成23年3月31日現在の社員等の内訳は、月額者9人、臨時職16人の計25人でございます。

（3）の事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明申し上げます。

2ページに参りまして、（4）の庶務事項につきましては、定時株主総会1回、取締役会6回を開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところであります。内容につきましては説明を省略させていただきます。

3ページに参ります。

第28期平成22年度株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は935万9,307円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億4,745万4,545円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,423万3,954円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億3,322万591円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億4,745万4,545円となります。

次に、4ページでございます。

平成22年度の株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は1億2,009万9,865円で、売上原価は売店等の商品繰越であります期首棚卸高36万2,841円と食材等の仕入高2,034万4,240円の合計2,070万7,081円となり、棚卸資産であります期末棚卸高の51万968円を差し引いた2,019万6,113円となったことから、売上総利益金額は9,990万3,752円となり、販売費及び一般管理費の1億2,923万4,677円を差し引いた2,933万925円が営業損失となり、これに営業外収益である受取利息及び各種補助金等の雑収入2,565万1,403円を加え367万9,522円が経常損失となったところでございます。これに法人税等充当額32万2,000円を加え、400万1,522円が当期純損失となりました。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに、今期より販売費及び一般管理費の決算状況として、前期27期と今期28期を対比いたしました決算内容につきまして、税込み額の資料を加えて報告させていただきますので、お目通しを願います。

7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては、前期末残高4,200万円で変動がなかったことから、当期末残高も同額となります。

資本剰余金につきましても変動がありませんので、前期末残高の2億5,000万円が当期末残高となります。

利益剰余金につきましては、前期末残高マイナスの5,477万7,887円に当期純損失の400万1,522円を加えた当期末残高は、マイナス5,877万9,409円となったところでございます。

この結果、株主資本合計及び純資産合計は前期末残高2億3,722万2,113円、当期変動額合計400万1,522円で、当期末残高は2億3,322万591円となります。

8ページの監査報告については、省略させていただきます。

次に、29期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

事業計画の1ページをお開き願います。

第29期平成23年度株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

基本方針は、歌志内チロルの湯、アリーナチロルを活用した各種健康増進事業を積極的に展開するとともに、市内の観光施設である道の駅、スキー場、郷土館等との連携により、施設の経営安定化に努め、地域経済への振興と住民福祉の向上を目指すものでございます。

引き続き、市からの活性化推進事業の各種補助を受け、利用者増員を図るための付加価値をつけたサービスの提供に努め、新規客、リピーターの確保と衛生管理の徹底、食事改善を重点に取り組んでまいります。

また、ホームページによる積極的な情報提供に努め、レストラン及び宴会客への取り組みを強化してまいります。

運営経費におきましては、依然として高騰を続ける燃料費及び賄い材料費等への影響を最小限にとどめ、各部門の兼務体制を維持し、人件費の圧縮並びに施設管理費の節減に努めてまいります。

部門別事業計画の概要でございますが、温泉日帰り需要につきましては、日帰り入浴利用者にあっては好評である特別回数券の発行、送迎バス事業の継続を実施するとともに、手ぶらでも入浴できるよう貸しタオルのレンタルサービスを実施いたします。

また、ホームページを活用した宣伝及び情報発信に努め、泉質を広くアピールし、積極的な新規客の開拓に取り組めます。

宿泊事業につきましては、リピーターの確保及び新規客の誘客のため、地場産品、道産食材

を取り入れた安全・安心な料理の提供と、満足をいただける接客に努めてまいります。

また、宿泊食の見直しを図るとともに、廉価な宿泊料金の設定により、高齢者、ビジネス客等の確保に努めます。

レストラン、宴会事業につきましては、レストラン食の改善や地場産品、道産食材を使った季節感のある宴会メニューの創造に努め、集客を図ってまいります。

また、委託事業である地場産品料理創作提供事業につきましては、空知の食材事業参加者からのアンケートなどを参考として、メニュー開発に努めてまいります。

多目的アリーナ事業につきましては、冬期間以外の利用促進を図るため、スポーツ団体以外の活用と新規団体、合宿誘致のPRに努めます。

また、宿泊パックのPRに努め、学生、スポーツ団体へのアプローチを強化し、利用の促進を図ります。

3、収支計画ですが、次ページにありますように、事業収益は1億5,772万7,000円で、この内訳は、営業収益1億3,276万2,000円、営業外収益2,496万5,000円に対し、事業費用の営業費用は1億5,726万円であり、3ページに予算実施計画並びに説明書として収入及び支出の内訳を科目ごとに税込みであらわしておりますので、お目通しを願います。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 10分間、休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 5点ほどございますので、答弁漏れがあったら困りますので、ゆっくり質疑をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

今の報告を聞きますと、取締役会が年6回開催されているようでございますが、ここに記載されておりますのは、運営、体制等について協議をしたようでありますけれども、特に赤字対策について、その対策等はどの時点でどのように協議、検討されたのかを伺いたいと思います。

なお、累積赤字が28期決算で5,877万9,000円となっており、この赤字をどうしようとしているのか、最終的にはだれがどういう形で責任をとるのか、伺いたいと思います。

これにつきましては、我々も年1回報告を受けておりますけれども、我々にも責任があるように感じております。

2番目でございます。

以前、支配人が取締役になっておりましたけれども、近年なっていないようでございますけれども、支配人が一番現場を知っているものと思います。なぜ、支配人を取締役に入れないのか。

また、支配人がよく入れかわっておりますけれども、何か問題があるのか。さらに、支配人にどこまで権限を与えているのか。

今までやめていった、全部が全部ではないですけれども、支配人の話を聞くと、これは全部

とは申しません、社員の中で支配人の命令を無視する社員がいると聞いておりますけれども、その対策として会社としてはどう考えているのかを伺いたしたいと思います。

3番目、ふるさと雇用再生特別対策推進事業に係る地場産品料理創作提供事業は平成23年度で終了すると思っておりますけれども、以後もこの委託を継続する考えなのか。とすれば、財源はどのようにしようとしているのかを伺いたしたいと思います。

4番目、入館者、宿泊者がかなり減少しておりますけれども、先ほどの報告を聞きますと、ホームページで云々ということがありますけれども、特に営業に力を入れるべきだと思いますけれども、現在までの営業対策についてをお伺いしたいと思います。

5番目でございます。

これは細かいことを聞いて恐縮でございますけれども、28期の決算説明書と29期の予算実施計画の比較について、若干質問をさせていただきます。

29期の予算実施計画並びに説明書、収益的収入及び支出でございますけれども、私の常識からいけば、普通、予算を組む場合には、前期の決算を参考にして組むのが常道というか、そういうものだという考え方がありますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

29期の収入でございます。営業収入。28期では、入館者、宿泊客が減少したということで、非常に財政的にもピンチであると考えます。

そこで、29期を見ますと、入館料が28期の決算と比較いたしますと137万2,000円の増、宿泊料が186万1,000円の増。

それから、いろいろありますけれども、大きいところだけお伺いたします。自動販売機等が31万3,000円の増。それから、これは収入でございますけれども、その他の使用料が97万4,000円の減。ということは、事業報告でもありますように、宿泊客をふやす、入館者をふやすとっておりますけれども、逆にこの使用料が減ったのはどういう理由なのか。

それから、支出のほうに参ります。給与手当987万8,000円の減でございます。これはどのような結果でこのような予算を計上したのかをお伺いたします。

それから燃料費でございますけれども、ボイラー重油、軽油等で562万1,000円の増でございます。これは28期がどの単価、何リットルを年間で使ったのか。それで、29期については562万1,000円でございますので、何リットルで、単価何ぼで増になったのか、お伺いをいたします。

それから、食堂賄い材料費96万6,000円の増でございます。事業計画では見直すというようにも書いておりますけれども、逆な現象ではないかというふうに考えております。

それから、洗濯、掃除49万8,000円の減でございます。事業計画では、手ぶらで来ても入浴できるように、これは手ぬぐいも入っているのだと思うのですが、手ぬぐい、タオルを無償で貸しますよということを述べております。レンタルで貸すということになっておりますけれども、しからばこういうことであれば、逆に洗濯代がふえるのではないかと、私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、委託料、全部720万円ですか、これは業務委託となっておりますけれども、この業務委託は新たにできたのだと思うのですが、去年の決算ではゼロとなっておりますので、その辺をお伺いしたいと思います。

なお、私が心配するのは、このままいくと大変なことになるのではないかという心配があるのです。ですから、例えば、赤字を全部解消するというにはならないと思っておりますけれども、予算を組むときに28期は400何万円ですか、赤字。少しでも赤字を減らすような努力をするというような予算の申請と申しませうか、事業計画の見直しと申しませうか、そう

いうことをやっていかなければ将来大変なことになるのではないかという気がするわけです。

それで、もう一つつけ加えますけれども、これは議会で承認をしているわけですが、固定資産税の減免とか、市有地の無償貸与とか、これらを計算しても約900万円を優遇しているというふうになります。そういうことがあるものですから、私は非常にここの営業については気を使わなければならないのではないかと考えていますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の関係でございます。

取締役会の関係の部分と赤字体制、累積赤字の関係が1点目かというふうに思っております。

公社の運営につきましては、記載事項のと通りの形の中で運営状況を支配人並びに所管の私のほうから報告をさせていただいているという形でございます。

常に運営状況については、当初の部分、春先はまだ順調でございましたけれども、その後の部分については非常に厳しいという状況がありましたので、それらについての部分の中で、営業活動の強化ですとか徹底した経費節減の部分というのを現場のほうと話をしているという形でございます。

累積赤字につきましては、やはり単年度単年度の部分の中での収支の改善を図っていくという形を今後も継続して努力をしていくという形になろうかなというふうに思っています。

それから、2番目の支配人取締役、現場での言うなれば支配人の入れかわり、それから権限、社員の中での勤務に対する部分での支配人との問題等のことかなというふうに思います。

昨年、28期中におきましても支配人2名が入れかわっているという形でございます。これらについては、支配人の言うなれば管理的な問題もございましたし、それから社員との摩擦的な部分も実際にありましたので、退職をされ入れかわったというような状況でございます。

また、これらの社員との関係でございますけれども、社員との緊密な状況の把握と、それから誤解等も中にはございましたので、それらについての内部での連携が非常に重要なかなというふうに思っております。

それから、ふるさと雇用の関係でございますけれども、これにつきましては3年間の事業でございますので、3年間で委託事業としては終了いたします。その後につきましては、それらの部分の、23年、今期が最後になりますけれども、その中での状況によりまして、でき上がった料理につきましては今後も継続するものも当然ございますし、また、食については常に見直しも必要なものかなというふうに思っております。

そのため、委託事業としては今期で終わりますので、新たに継続する場合には財源が必要となりますけれども、今期で終了という形になります。

それから、入館、宿泊等の減に関することでございます。やはり、営業の部分も対策として重要でございます。これらにつきましても、これまで継続しております営業活動はもとより、昨年の場合でいきますと、新たにゴルフ場とのプランの作成、それから近郊への合宿関係の団体等へのPR等に営業活動を支配人のほうで行っているというところでございます。

そのほかにつきましては、これまでも入浴、宿泊者利用者へは各種の協賛、それから大学への応援宿泊プランなども継続をしております。また、旅行会社とのツアー企画におきましては、昨年はワインツーリズムの関係のツアーの企画が、これまでの蘭フェスタ及び炭礦遺産ツアーのほかでふえたというところでございます。

それから、予算の関係でございます。28期、29期の比較の部分でございます。

入館料につきましては、27期の決算では宿泊者人数が大人で12万1,366人、子供が4,311人という結果になっております。この部分を29期では、大人12万人、子供4,400人という形で、2.8%、2.1%、大人で1日10名の形の増員での考え方での予算を計上したところでございます。

宿泊料につきましては、28期の実績が大人4,630人、子供119人の計4,749人でございますので、これらをそれぞれ1日大人1人増という形での積算、子供につきましては月2.5人の増との積算によりまして、大人5,000人、子供150人の部分で積算をしたところでございます。

それから、自動販売機につきましては、前年実績適応の中身の部分で申し上げますと、ジュース類の自動販売機の実績が28期では301万1,945円、これを予算では310万円、ゲーム機では実績77万3,519円を80万円、マッサージ器20万6,724円の実績に対し21万円、たばこ自販機5万9,381円の実績を6万円とし計上をしたところでございます。

それから、その他使用料の減であります。27期ではロビーを使った各種ワゴンサービス販売を実施したところでございます。それらの使用料が増となったものであり、基本的には、カラオケ、囲碁、将棋盤、アリーナ備品等が主なものでございます。

28期については、現在その事業者が行うかどうか不確定ということで、当初、報告を支配人から聞きましたので、これらについては計上をしなかったということでございます。

それから、燃料費の関係でございますけれども、燃料費で一番大きいものはボイラーの重油でございます。これらにつきましては、実績で2,448万3,480円、リッター数にして38万リッターでございます。この部分を27期の部分でいきますと、月によって差異はございますけれども、最大の価格変更額といたしましては十二、三円から20円ほど違っているというのが27期の状況でございます。29期につきましては、リッター数は38万リッターのままとし、75円で積算をしたところでございます。

その他、ガソリン、それから軽油、非常に少額でございますけれども草刈り機の混合油等につきましては、実績額と現時点での単価で積算をしたところでございます。

食堂賄い増の関係でございますけれども、これらは先ほどのような形で、入館、宿泊、それらの増と、それから食の改善を求めながら、それから新しい事業としましては、やはり高齢者、それからお仕事をされている方々の宿泊、これらについての強化によりまして、賄い、レストラン食並びに宿泊食等の増加を見たところでございます。

それらの部分につきましては、前年実績の部分を勘案しながら8%ほどの増加の形での予算案を計上したところでございます。

それから、洗濯、掃除の減の理由でございます。手ぶらでの入浴利用の方々へのサービスといたしまして、レンタルタオルのサービスを実施しております。これにつきましては無料ではなく、有料の形で200円をちょうだいをしているところでございます。

これに伴う洗濯料の部分につきましては、63円で経費を積算しておりますので、残りの部分が収入という形になります。

なお、洗濯料の単価につきましては、現在、光生舎さんのほうで洗濯をお願いしておりますけれども、昨今の運営状況のことから単価の減をお願いし、単価の減になったことから、洗濯の需要量については前年実績と同じ形といいますか、今回、予算計上しております宿泊入館料から積算しておりますけれども、単価の減によるものでございます。

それから、委託料の関係でございます。先ほどありましたように、支配人が年度でかわると

というようなことから、この部分につきましては業務委託という形を新年度からとらせていただく形で、施設の運営の改善を図ろうという形でございます。

予算編成時における赤字を削減する事業内容の検討ということが漏れていたようでございます。失礼いたしました。

常に運営状況を気にしながら健全な運営計画を求めることは重要でございますので、それらについても切にそのことを注意しながら運営に努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 答弁漏れ調整のため、暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 失礼いたしました。細かくでいけば4点かと思えます。申しわけございません。

まず、累積赤字の関係の責任の所在の関係かと思えます。これらについては、社長以下取締役のほうで協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

それから、給与減の関係でございますけれども、これは先ほど申し上げたとおり委託的な事業の部分で行うということの新体制にしましたので、委託料と給与の関係での減でございます。

それから、取締役として入っていなかったという部分と権限の部分でございます。先ほど申し上げたとおり、支配人が年内に入れかわりがあったことから、短期間でやめられたというようなこともありまして、取締役に入っていなかったものでございます。

今後につきましては取締役として入っていただき、体制という形にまいりたいというふうに思います。

それから、権限の部分でございますけれども、基本的には、運営の事業の部分につきましてはの部分を現場の最高責任者として支配人に権限を与えているといえますか、実際の状況ではそのような形になっているかと思えます。

ただし、その都度何らかの事案等につきましては、産業課のほうへの連絡、それから取締役会にかけなければならない案件等につきましては、取締役で諮るというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今、御答弁をいただきました。

答弁の中で、私の質問の意図するところと答弁がかみ合わないところがいっぱいあります。

要するに、私はこういう営業状態であれば、危機感を持って運営していかなければならないのではないかということを、結論的に申せばそうなのです。それで、申しわけないのですけれども細かいことを聞いたわけです。

それで、先ほども私申しましたように、赤字を全部解消すれとは言いません。だけれども、ある程度、年々少しずつでも黒字に転換をして、何年かかろうかちょっとわかりませんが、ちよんちよんになるか、ある程度、100万円か200万円の赤字だというようなことで

あれば、これは仕方がないなというような気があるのです。

それから、先ほど私言いましたけれども、例えば、ここが万が一のことがあれば、当然その担当者と申しましょうか、議会としても、それではチェック機能をどうしていたのだと。我々議員も責任を負わなければならないと、これは私思っております。そういうことで、ちょっと厳しい質問だったかもしれませんが、そういうことで聞いたわけでございます。

それで、先ほど1番目で、それぞれ6回も取締役会を開いて、もう既に、前段ではわからないと思いますけれども、後半、あるいは中頃から今期については赤字になると、実際決算してみた結果400万円が赤字だよと。累積はもちろん知っていたと思いますけれども、そういうことを取締役会に、そこを聞いているのですよ、私、諮ったのかと。今、営業状態こうですよと、どうしたらいいでしょうと。そこで協議をするなり検討をするなり、そういうことがしかるべき時期にあっているのではないかと、私はそういうことで聞いたのですけれども、残念ながらその答弁はございませんでした。

それから、支配人のことでございますけれども、この温泉を営業していくために、先ほど来、私言いましたけれども、答弁の中にもありましたけれども、ころころ支配人がかわると、かわる理由は何なのだと、だれが採用するのだと、こういうことなのです。

それで、先ほどの答弁であれば、事務能力がないと言ったかな、そのような答弁でございましたけれども、私、先ほども質問で言いましたけれども、みんなではないですよ、やめた支配人のお話を聞くと、社員と申しましょうか、全然支配人の言うことを聞かないのだと、もうあそこではやっていられないというような話もあるのですよ。

そうした場合に、営業をしていくために、最初は支配人は社員の接遇についてというようなことで、最初のときは支配人をお願いしたというような経緯もあります。ですけれども、営業ですので、支配人にどこまで権限を与えているのだと、すべて与えているのかと。支配人に言わせれば、これは大分前の支配人の話しですけれども、私たちはこうやりたいのだけれども、それで3回も4回も市のほうに提言をしたと、なしのつぶてだと、こういうような話も聞いているのですよ。ですからその辺を、どこでパイプが詰まっているのかわかりませんけれども、その辺をきちんと支配人に、あなたはこうこうこういう仕事だよと、権限はここまで与えるよとか、全部与えるよとか、そういうようなことをしないと、私はいつまでいっても同じではないかなというような気がするわけでございます。

それから、先ほどの答弁では、ふるさと再生特別交付金ですか、これは23年度で終わることとはわかっているわけですよ。それを継続するのかしないのかと、財政的にどうなのだと聞いても、するもしないとも、今後検討しますと。今後検討するのではなくて、もう既にしておかなければ遅いのですよ。そういうことでございます。

それから、営業についても支配人がやっていますよと。どれだけやっているのかなと。私は、やっていないというふうに解釈をしております。

それから、答弁の中で、いろいろな現場のほうから話を聞いて云々していますと。現場のほうから話を聞くということになると、支配人がだれにその話をしているのか。そして、その話を聞いたら、どういうふうにその話にこたえているのか、責任の所在がさっぱりわからないのです。その辺をきちんとしていただきたいと思います。

言えれば切りがないですけれども、先ほど言いましたように、私は相当な危機感を持って、ここを続けるのであれば続けるような営業をやっていかなければ、最終的にどうなるのかと。私は、かなり危機感を持っています。

先ほど申しましたように、私たちだって議員をやっていたら知らないよというわけにはいか

ないわけですよ。市民から聞かれた場合に、いや、それは年に1回報告がありますよと、それで済まされないわけですよ。その辺をきちんと踏まえて営業をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺、総括的に御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 多くの御指摘を議員からちょうだいをしています。

営業結果が赤字という形になっておりますので、言うなれば議員のおっしゃるとおり、常に危機感を持ってさまざまな対応をするということが最善の形でございます。

これらにつきまして、現場、それから担当所管であります当課並びに役員等の中でも、それらについて注視しながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの中でありましたけれども、現場からのお話の、それぞれの支配人の例えば事業の関係でございますけれども、それらについて支配人から上がってきたもので拒否的な形での部分というものは、私の担当している部分の中でいけば、これまではなかったかなというふうに思っております。

支配人のほうからPR事業といたしまして考え方がございますので、基本的に、例えば行政的な部分で難しい部分だとかがあることであれば、それらについてはお話することもあろうかと思っておりますけれども、集客を図るためのPR事業の推進等につきましての計画の中では、これまではそういう形はなかったかなというふうに思っております。

答弁になるかどうかわかりませんが、重ねて、再度、この施設が運営上対応できるような形で危機感を持って対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 最後ですけれども、今、担当課長から答弁をいただきました。

最終的に、市長の総括的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 立場上として思いますが、今いろいろ御指摘いただきました。

今回の予算編成に当たりまして、これまでの状況等を含めて、これは前からお話ししてまいりましたように、起債一括償還の関係の中での振興公社への譲渡をし、営業していただいていると。この中で、5年間での経営安定化ということの計画で、北海道なり国に計画を示し、皆様にもこれを提示しているところでございます。

その5年間で23年度でございますので、23年度、5年目を終えた以降の方針についてはこれから考えていかないとならないと思っておりますが、今いろいろ指摘されました。

それで、私のほうで所管を通じて内容等を承知し、これまでの取締役会、あるいは支配人の立場、それらを含めて一定の指示を所管にしながら進めております。

一つには、危機感を持って対応すべきだという御意見ありました。そのとおりだと思います。したがって、今後、先ほども答弁しましたが、支配人が一応固定するだろうという中で、取締役会の一員として入れていきたいと思っております。

それから、1カ月あるいは2カ月に1回の取締役会を開催し、できるだけ細かな期間での営業状況、さらには資金計画等を取締役会の中で協議をし、今年度における営業状況を常に把握しながら翌月以降の経営についても協議をしていきたいと、このように思っております。

また、組織体制についてもあいまいな部分があるように見受けられますので、この組織体制につきましてもきちんとした対応を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、赤字続きの事業でございますけれども、何とかこれを改善する方

向はないのかということで、いろいろ知恵をいただいているところもありますけれども、今年度の営業活動、あるいは事業計画につきましては、そういった意味から危機感を持った中での協議、検討を数多くしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

報告第6号について、ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私も、この報告6号について何件か質疑をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、2ページの庶務事項の関係から、取締役会は何名で、具体的にどのような議論がなされているかが1点目です。

それから、これから質疑する中で述べますけれども、赤字の結果として、赤字になっているのは事実でございますから、それで役員である取締役にも責任があるということで私は認識しておりますが、それぞれ取締役の方の認識について伺いたいと思います。

それから次に、市長も先ほど答弁の中でお話ししていただきましたけれども、起債一括返還の関係で5年の縛りがあって今日に至っておりますが、先ほど次年度のことについては云々という答弁もありました。

それで、一応、次年度から直営に戻す考えがあるのかどうか、このことについても伺いたしたいと思います。

次に、3ページの貸借対照表からなのですが、売掛金の内容と内訳について。それから、その一つ下の未収入金について、やはり同じく内容と内訳について。

それから、次に固定資産税の関係なのですが、減価償却を何年ぐらいしていないのか。その減価償却に当たる部分、その金額は合計、累計金額として幾らになっているか。

それから次に、先ほども原田議員が質疑しておりましたが、累積の赤字が5,877万何がしでございますが、実際には私が調べたところ、まず第24期まではまあまあの営業実態であったと思います。

それで、大きく膨らんだのが第25期、ここで3,362万何がし赤字になっております。そして、第26期で幾らかこの25期よりは減少しておりますが、この26期で1,998万5,000円何がしの赤字でございます。そして、27期でも、これはすごい減少をしているのですが、ここでは3万8,616円の当期赤字ということで、それで今回の28期では400万何がしの当期赤字というふうになっております。

それで、累積赤字が5870万何がしですけれども、実はこれに固定資産の償却分を足すと、実質の累計赤字相当額になっていると思うのですが、これは幾らになっているか。累積として、実質赤字額。そして、さらに補助金等が入っています、雑収入で。もし、補助金等が加えられなかったから、もう1億は累積としての実質赤字になっていると、このように認識しているものでございます。

そういったことで、私は、この赤字は、先ほど原田議員も言っておりましたけれども、本当に大変な問題ではないかというふうに考えておりますし、私も以前、毎年度、この問題については関係した質疑をいたしております。

それで、今日見ていると、やはり努力はしているのでしょうけれども、どこかに欠陥があるのではないかと。それで改善されていない。これは、やはり大きな問題として私もとらえております。

そこで、先ほど支配人の問題も出ましたが、当時の支配人から在任中の御礼を兼ねて手紙で来たときに、こういうことが記されておりました。残念だったと。それで、何で残念だったかという内容が、やはり行政サイドの注文が多過ぎると。そして民間手法を理解していないと、こんな文言もしたためてありました。その方は本当に優秀だった人です、内地へ行った方と言えば、もう大体想像つくと思いますけれども、この方から、そういう御礼の手紙の中にこんなものが書いてある。私も、本当にすばらしい人だったなというので、当時は評価をしていました。

ただ、そのときそのときの支配人の経営手腕、それから取締役の考え方、これらもやはり行政サイドの注文が多くて、支配人独自の、民間から来たものを独自の経営手腕を発揮できなかった、こういう問題が多々あったのではないかとというふうに、私はこれも一つの分析としてとらえております。

そこで、先ほど、この支配人の問題で人間関係において云々と言っておりましたけれども、実はここで28期の決算関係で、労務士報酬も載っているのです。労務士がいながら人間関係が損なっているということは、どういうことなのかなど。私も労務管理士の一人として疑問を持たざるを得ないのです。

それで、やはり人間関係については、原田議員も言っておりましたけれども、支配人に本当に権限を移譲しなかったら、恐らく相当難しいのではないかとというふうに考えております。やはり支配人の地位をしっかりと確立させるべきだと、この点も伺っておきたいと思っております。

それから、実はこの赤字が膨らんでいったことに対して、もちろん監査もしておられるので、監査人から現在のこういう状況をどのように経営を見て、今後どのように経営状況について監査人として指摘をしてきたか。監査人からも、この辺について伺っておきたいと思っております。

ですから、冒頭にお話ししましたように、補助金まで加えると、もう既に1億は超えている施設です。雇用の関係もありますから、本当にこれは重大問題として受けとめなければ、それで私は取締役の責任を聞いておきたいというのがそういうことなのです。

今言ったことについて明解な答弁を求めますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 1点目の取締役の関係でございます。

取締役ににつきましては現在5名、27期途中におきまして、支配人の先ほどの答弁とあれですけれども、途中まで支配人が取締役に入っておりましたので、27期の途中までは6名、現在5名という形でございます。そのほかに監査役2名という形の員数でございます。

庶務事項の中での取締役会の内容でございますけれども、運営の状況についてがまず1点、それから12月等につきましても取締役会につきましては、支配人が退職するというようなことからの部分の中でいっての運営体制の関係についての案件、それから後段の部分について…（「内容を聞いているのだから、ちゃんと質疑にこたえて。状況は書いてあるからわかる。運営についての状況。だから、答弁はしっかりしてくださいということ。この取締役会の内容について聞いているのですから。どういうふうに議論されているかということを知っているのですから、取締役会の中。そのように聞いているはずです。」と発言する者あり）失礼し

ました。運営状況につきましては、その期までの部分についての運営状況の結果についての報告、それから事業、それから、その後の企画等のイベントの事業がある内容についての計画的なもの報告的なものが支配人からあるという形でございます。

それから、運営体制につきましては、そのようなことから、退職者に伴うその後の体制等についての協議、それから事業計画につきましては、27期及び28期の部分にからんでの事業内容についての協議という形での案件でございます。

赤字結果としての取締役の責任としての認識等ということでございますけれども、先ほど申し上げた構成の人数で取締役会を行っているという形でございます。所管であります私、産業課の部分につきましては、その所管としての責任が一番重いものというふうに思っております。

それから、起債の関係の5年間の縛りの部分で、次年度以降、直営に戻す考えということでございますけれども、振興公社での、現在、運営でございますので、振興公社から直営に戻すという考え方については、これまでまだ内部で十分協議をしておりませんので、この中で検討をしていくという形になろうかなというふうに思っております。

それから、売掛金の未収入金等の関係でございます。売掛金の108万7,535円につきましては、中村浴場の入浴料の助成の部分、それから共済、それから教育委員会互助会、それから各種カード利用者の部分の売掛金でございます。

それから、未収金につきましては、館内の自動販売機、それから観光施設活性化事業の補助事業の確定分の部分が未収金として流動資産の中に載っているというものでございます。

固定資産税の関係でございますけれども、温泉施設とアリーナの部分がございまして。この部分の、言うなれば有形固定資産額は2億3,809万5,238円でございます。

償却方法といたしましては、定額法を使った形でいきますと、1期の部分で当期の償却額といたしましては、温泉施設で600万円、アリーナについては200万円、合計800万円というふうに計算上はなるかと思っております。

それから、累積赤字の関係でございますけれども、25期から振興公社におきまして、チロルの湯、アリーナチロルを運営するという形になりましたので、24期決算と25期決算では全く事業内容が変わっておりますので、大きく変わっております。その関係、25期から28期までの4年間で現在の累積赤字という形になろうかというふうに思っております。

当初25期では、先ほど議員が御指摘のとおり約3,000万円、26期で1,900万円、27期はわずかながらですけれども3万8,000円ほどの黒字となった形でございます、今期は400万円の赤字という形での状況になりました。

当初の部分におきましては、やはり人員等の部分の人件費が大きな、言うなれば収支の状況での違いかなというふうに思っております。

27期で、それらが兼務体制も含めまして、退職者不補充等によりましてその辺が圧縮をされたことと、27期においては入館宿泊等も前期に比べ好調であったと。また、大きな根幹である事業経費の燃料費が27期は安定していたことから、27期のような決算状況になったかなというふうに思っております。

28期、当然、27期と同様、同じような形での体制でほぼ臨んでおりますので、根幹となります管理経費の部分が27期と同様安定していれば、今期の420万円の燃料費の部分がこの赤字額の相当額という形での決算状況になったのかなというふうに思っております。累積額については、そのような形で分析をしております。

それから、市からの補助金につきましても、26期途中から行ってございまして、これまで2

8期の部分でいきますと、補助金としては1,711万円、27期におきましても同等の金額を市から助成をいただいているということでございますので、当然、先ほど議員の御指摘のとおり、それらを加算いたしますと1億円以上の赤字になるかというふうに思っております。

それから、支配人の関係でございますけれども、やはり、それぞれ支配人において考え方が、運営についても違ってまいりますので、それらは所管といたしましては十分聞き入れた形の中で、その支配人の考え方については、特にこれまで私が担当している中では大きな形の中で、その考え方のお示しに対して、中止ですとか停止するような形というのはなかったかなというふうに思っておりますけれども、その辺の連携が怠っていたとすれば、私のほうにも非があるのかなというふうに思って反省をいたします。

それから、労務士の関係でございますけれども、27期途中において事務員1名、労務管理をしていた者がいなくなったことから、途中から労務士のほうにお願いをしていたところでございます。

職場内での関係については、支配人のほうで権限は、私のほうとすれば、その中での業務内容といたしまして、職場内における部分については十分支配人のほうが連携をしながらやられるという形の中で、その権限を取り上げているというようなことはないかなというふうに思っております。

今回の部分の中では、やはりその辺の意思疎通、それから勘違い的な部分もあったり、その辺が十分、従業員等との連携がとれなかったことが問題ではなかったかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 1時16分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 私のほうから、固定資産税の関係で減価償却等をこれまで何年していないかという部分の答弁漏れがございましたので、先にそちらのほうを御答弁申し上げたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、25期からチロルの湯の運営が公社というふうになっておりますので、これまで4年間、減価償却は全くしていないということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、単年度の当期といたしましては、温泉施設料600万円、アリーナのほうで200万円、計800万円が減価償却額という形でございますので、御理解いただきたいと思います。（「何でということは、赤字ででしょう。その内容を言っていないのではない」と発言する者あり）言うなれば赤字決算という状況でございましたので、損金として計上されるというようなことから、これまで4年間減価償却しておりません。

申しわけございません。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 谷議員の質問については、所管の課長から、今、答弁いたしましたので、2点について私のほうから、所管課長からそれぞれ報告を受けている内容等を含めてお答えいたしたいと思います。

最初の、それぞれ取締役会の責任に対する認識ということでございますけれども、これにつ

きましては、それぞれ所管を通じ、私のほうでそれぞれの取締役に危機的な状況を説明をし、取締役としての協力、あるいは役割、責任というものについてお話をしている経緯もございますので、それらについては十分認識されているというように思っております。

また、今回の決算で、公社の監査委員として監査委員の報告がございますけれども、この監査委員の報告につきましても、私も報告を受けております。

決算状況等については、ここに記載されている監査報告のとおりでございますけれども、先ほど来、この経営の状況等を含めて改善すべき事項については、取締役とともに改善を図れるものについては図って事業を進めていくということで現在も進めておりますことを報告申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 市長というよりも自治体の長であり、株主の総責任者が市長でありますから、今の答弁を重く私も受けとめて了解をいたしますが、いずれにしても、やはり私も毎年毎年この公社の問題については指摘してきました。それで、一向にとりよりも、確かに改善は見られているのですが、やはり何といっても莫大な累積赤字、これはもう本当に大変な数字だと。これが、果たして関係の皆さんがどれだけ認識して運営に当たっているかということなのです。

それで、私は先ほど申し上げましたように、5年の縛りがこの23年度で終わりますから、来年になったらこれはどうするのかと。先ほども原田議員が質疑の中で問いただしていただきましたけれども、そこもあいまいな答弁で終わっております。

やはりそれぞれ立場もあるでしょう。だからあいまいにしなければならないところもあるでしょう。でも、先ほども私が質疑の中で言った、来年はやはり直営にするのかと。そのほかには指定管理者制度というのにも確かにあります。そこらも含めて、このままでは私は経営は成り立っていかないのではないかと、このように考えているのです。

やはりこういうことになると、現在勤めている25名の方々の雇用にも相当影響が出てくる。このことも踏まえて、やはり抜本的に株主である歌志内市がもう少し監視の目を向けて、そしてやるべきではないかというふうに考えますが、その辺、株主である、代表である市長のほうから包括的に答弁をいただきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 株主、全額出資の振興公社でございますから、私どもといたしましては、やはり市民の皆さんにこたえられるような事業として進めていかなければならないと、そういう考えは基本的に持っております。

先ほども申し上げましたが、そういった中で改善すべきところ、こういった結果として赤字が出ているわけですから、それが完全な改善にはなっていないということは十分理解しなければなりませんと思えます。

したがって、私といたしましては、先日の取締役を含めての株主総会の中での株主としての考え方を、この23年、いよいよ5年度目でございますから、この年の内容が次年度以降の経営に直につながっていかなければならない。そういったところを、今、株主総会の中で話をしておりますし、その中で即時改善を図らなければならぬということについても、4項目、5項目というものを打ち出しながら進めております。

したがって、今年度の運営については頻繁に取締役会を開いていただいて、十分な論議の上に立って経営の改善に努めていきたいと、このように思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番(川野敏夫君) 先ほど29期の予算の説明のときにですけれども、それぞれ入館者、泊まり客の若干の人数の割り増しということで予定をしておりますけれども、27期、28期、これ両方見ましても、事業収益、これ営業収益と営業外収益を合わせても1億5,000万円が恐らく頭打ちではないかと思うのです。

それで、経営としては、例えば身の丈に合ったというか、その経営に切りかえる必要もあるのではないかと思うのですけれども、そういう見直しは必要だとは思いませんか。

それと、1ページ目の営業日数なのですけれども、これも身の丈に合ったというふうに考えますと、363日、2日はどうして休んだのかわからないですけれども、これだけ営業することが正解なのかどうか、その辺の判断はどうされているのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) 1点目の入館料の数字の部分も言われましたけれども、身の丈に合った経営ということかなというふうに思っています。

チロルの湯の場合につきましては、言うなれば日帰り入浴事業、それから宿泊事業、それからアリーナ事業と大きく分かれるかなと思います。

多分、議員の御指摘の部分については、どこかに特化をしてということでの御意見なのかなと思っはいるのですけれども、例えば、温泉入浴施設だけの運営だけでいきますと、現在の入り込み数からいくと、言うなれば管理経費と人件費の部分では、到底、営業がこれ以上悪化するような形での数値になってしまうという形がございます。

それから、宿泊の部分につきましては2日間の営業になりますので、宿泊日と翌日という形になってまいります。そのようなことから、日数的な部分については、どこかの部分だけの事業となりますと、やはり現行上の事業内容よりは、私は悪化する内容になるのかなというふうに思っております。

それから、日数の部分につきましては法定点検がございますので、今期も先週、第2週でお休みを3日間させていただきましてはけれども、ボイラー、それからエレベーター等、保守的に法定的な点検を要する施設でございますので、その休館日の関係から日数が減じられているという部分でございます。そのような形から現在の運営状況になっています。

27期の部分につきましては、急遽、改修工事が必要となりましたので、プラス3日間休館をしたということで日数が違ってきます。

○議長(山崎数彦君) 川野敏夫さん。

○2番(川野敏夫君) ちょっとニュアンスが違ってとられたようなのですけれども、例えば毎週水曜日をお休みにするよとか、そういうふうな断続的な営業というのですか、これで言うと365日びっしり営業していて、例えば1日平均364人とかという日帰りの入浴客があるとしても、本当に5人か10人という可能性があると思うのです。それであれば、例えば何曜日を休みにするとボイラー炊かなくても済む、水を使わなくても済む、人件費も要らない、電気も要らないということになると、そういう意味の身の丈に合った経営は考えられないのかという意味なのですけれども。ただびっしりやれているのがいいのか悪いのか、その辺の判断はどうされているのかということなのです。

○議長(山崎数彦君) 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) 私が先ほど申し上げたかったのは、休館日を設けるという形でその事業経費を軽減できるという形かなと思いますけれども、先ほど申し上げたかったのは、宿泊部門を並行して行っていれば休館をとることは不可能なのです、実質的に。というのは、お

泊まりの日に入浴もし、それから日帰り入浴以降も入浴をいたします。また、朝のおふろも利用していただくという形でございます。そうすると、宿泊部門をやることによって休館日を設定するという事は、なかなか苦難のわざになってくる。入浴日を休館といたしますと、前日の宿泊者の部分もとめなければならないということが出てくるということです。

ですから、抜本的に事業部門の見直しをするという形の中で身の丈に合った経営が可能かどうか、これに係るのかなというふうに思うところから、私は先ほどアリーナを含め3部門の事業内容について検討を深める必要があるかなと思いますけれども、宿泊部門と日帰り入浴、日帰り入浴事業だけ行っていれば休館日を設けることは安易ではありますけれども、宿泊部門が並行することによって、それらに支障が出るというふうに理解しております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 先ほど答弁の中でも出てきたのですけれども、民間主導を理解していないというのがそういう答弁になるのかもしれないのですけれども、例えば水曜日を休館にするといったら火曜日のお客さんはとらないよと。当然、水曜日が休みですから、どうぞ木曜日にいらしてくださいというような経営の仕方ができると思うのです。

だから、宿泊が併設されているから休館日を設けることはちょっと考えられないというのは、それこそもうちょっとレベルを広げて考えていただいたほうが、これから1億5,000万円の中で営業するということになる、特に水道光熱と燃料費、約5%削減すれば目標額にはなるわけなのですけれども、この5%を削減するためには日常の削減も当然でしょうけれども、ボイラーを炊かないという時間もつくる必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 水道光熱費の部分の大方は、私はやはり入浴に関する部分の経費かなというふうに思っています。

その関係から、言うなれば入館料収入の部分、プラスそれに伴う最少人件費の部分が大きな支出関係の部分かなと思いますけれども、やはり入館料収入だけでは非常に私は管理経費のほうがかかってくるかなと思っております。

それから、もう1点つけ加えさせていただければ、冬期休館することによって、これまでの休館が冬期でも行ったことがあるのですけれども、やはりその部分でオープンに当たっての、言うなれば保温する燃料費、これは冬期の部分では非常に大きな比重がございます。

それらのようなことから、細かい分析をさらに加えていかないとなりませんけれども、休館日を設置することによっての弊害もございますので、それらは今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、これまでの運営の状況からすると、なかなかそこは厳しいところのいろいろとあるかなというふうな認識ではおります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ホームページの積極的な情報で提供に努めるということで書いていたけれども、それについてちょっと聞きたいと思います。

ホームページは集客を集めるのに大切な宣伝広告だと思うのです。チロルの湯のホームページの内容は非常に見やすくわかりやすいのですけれども、その中にチロルの湯だよりという欄が設けられているのですけれども、それが2009年の8月から2011年の4月まで更新されていないのです。そういったことのホームページの重要性など、こういったことはどうい

うふうを考えられているかお聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） やはりホームページは、今、言うなれば集客等、情報を提供する部分での媒体として非常に重要な部分かなと思っております。ですから、こまめな更新、情報提供等を行うことが最善というふうに思っておりますので、それらについて積極的な形での情報提供を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、チロルの湯だよりの部分の御指摘がありました。多分、最後のところの部分というのは、裏山にシカが出たやつのコメントが書かれていた内容かなというふうに思っております。それらにつきましても、コメントの部分あったものを提供するなり、内部からの発信なり、それらについてもあわせて事業内容等を含め積極的に更新を図っていききたい、それによつての集客を図ってまいりたいと思っておりますので、こまめな更新を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第6号は、報告済みといたします。

10分間、休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

諮 問 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字本町130番地1。

氏名、松田勝雄。

生年月日、昭和18年3月10日。

提案理由は、人権擁護委員松田勝雄氏が平成23年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次ページをお開き願います。

松田勝雄氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの諮問については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

議案第29号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第29号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第29号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地54。

氏名、上坂孝一。

生年月日、昭和25年1月3日。

提案理由は、公平委員会委員住岡實氏が平成23年6月24日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次ページをお開き願います。

上坂孝一氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字歌神78番地6。

現住所、歌志内市字文珠158番地54。

学歴、昭和43年3月、北海道立歌志内高等学校卒業。

職歴、昭和43年3月、歌志内市奉職。

平成12年4月、建設課長補佐。

平成13年4月、中空知広域市町村圏組合事務局副主幹。

平成14年4月、中空知広域市町村圏組合事務局主幹。

平成15年4月、歌志内市議会事務局長。

平成18年4月、保健福祉課長。

平成19年4月、住民福祉課長。

平成20年3月、歌志内市退職。

平成21年4月、社会福祉法人ほく志会事務長。

平成22年4月、社会福祉法人ほく志会施設長。

現公職といたしましては、平成7年12月から保護司でございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
梶敏さん。

○1番（梶敏君） 公平委員会の委員というのは大きな役目を持っているというふうに承知をしております。

その役割の立場の中で、この後の方を含めて提案をするということだと思います。まだあと1人おられると思いますけれども、このたびの上坂氏は立派な方でありますから、どうのこうのと言うつもりはないのですけれども、かつて言われていた労働者側、使用者側、中立の立場ということで理解をしたいのですけれども、どちらのほうに入るのか。

今、そういう区分けがないとするならばないということでもよろしいのですけれども、御答弁を願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） かつてといいますか、以前からそれぞれ使用者側、労働者側等の中から推薦をいただいて公平委員の選任をお願いしてきた経緯がございますが、数年前からそういった対応ではなく、市全体の各階層、業界等を含めた中から委員として選任をしてきている経緯がございます。

したがって、基本的にはそういった経過等も含め、全市的な中でそういうことも考慮に入れながら選任をお願いしているということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、これに同意することに決しました。

議案第30号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第30号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第30号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地62。

氏名、石井吉三郎。

生年月日、昭和21年6月13日。

提案理由は、公平委員会委員石井吉三郎氏が平成23年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次ページをお開き願います。

石井吉三郎氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 3 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地45。

氏名、小川正芳。

生年月日、昭和24年10月19日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員安永淳二氏が平成23年6月24日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次ページをお開き願います。

小川正芳氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字中村 3 7 番地 5。

現住所、歌志内市字文珠 1 5 8 番地 4 5。

学歴、昭和 4 3 年 3 月、北海道立歌志内高等学校卒業。

職歴、昭和 4 3 年 3 月、歌志内市奉職。

平成 1 5 年 4 月、消防本部次長兼消防署長。

平成 2 2 年 3 月、歌志内市退職。

平成 2 2 年 4 月、歌志内市臨時職員奉職。

平成 2 3 年 3 月、歌志内市臨時職員退職。

平成 2 3 年 4 月、歌志内市シルバーセンター会員。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 3 1 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は、これに同意することに決しました。

議 案 第 3 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第 1 1 議案第 3 2 号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第 3 2 号市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第 3 2 号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 3 0 号）の公布に伴い、歌志内市税条例（昭和 2 9 年条例第 2 8 号）の関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和 2 9 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明申し上げますので、定例会資料 1 ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料でございますが、制定附則に東日本大震災に係る特例を新たに設けるものでございます。

附則第 2 2 条は、東日本大震災により住宅や家財等に生じた平成 2 3 年分の損失について、選択により平成 2 2 年分の損失として雑損控除の適用を受けることができる措置でございます。

附則第 2 3 条は、東日本大震災により、引き続き居住することが困難となった住宅に係る借入金について、税額控除の適用を受けることができる措置でございます。

附則第 2 4 条は、被災代替住宅用地の特例で、震災より被災した住宅用地の所有者が当該被災住宅用地にかわる土地を平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得し、当該被災代替土地のうち、被災住宅用地に相当する分を取得後 3 年度分については、住宅用地とみなして課税するものでございます。

なお、附則第 1 条は施行期日でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 3 2 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第 1 2 議案第 3 3 号歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） ー登壇ー

議案第 3 3 号歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第 3 3 号歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、新産業創造等事業助成金の取り消し並びに財産処分の制限に係る基準等を定めるとともに、社団法人北海道産炭地域振興センターの基盤整備事業に係る助成制度が廃止されることに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市新産業創造等事業及び基盤整備事業促進条例（平成 1 8 年条例第 4 1 号）の一部を

次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料2ページからの新旧対照表をごらん願います。

題名を次のように改める。

歌志内市新産業創造等事業促進条例。

これは、助成対象事業につきましては、これまで民間事業者等による新産業創造等事業と基盤整備事業とに区分していましたが、基盤整備事業につきましては、本市においては今後の活用予定がなく、さらに助成金の財源となる空知産炭地域総合発展基金につきましても、基盤整備事業分に係る活用期限が本年12月末となっており、社団法人北海道産炭地域振興センターの助成制度自体も廃止され、対象事業が新産業創造等事業のみとなることから、条例の名称について新産業創造等事業に特化するために整備するものでございます。

第1条を次のように改める。

目的、第1条、この条例は、民間事業者等が行う本市における新たな産業の創造等に資する事業（以下、「新産業創造等事業」という。）を促進し、本市の振興に資することを目的とする。

これにつきましても、前段御説明しましたとおり、基盤整備事業について定めていた条文を削除し、目的を新産業創造等事業に特化するために文言を整備するものでございます。

第2条第2項を次のように改める。

第2項、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）1件当たりの助成額は、助成対象事業に要する経費（運転資金に係る経費を除く。以下「助成対象事業費」という。）の3分の2以内とする。

これにつきましても、基盤整備事業について定めていた条文を削除し、助成対象事業及び助成額についての文言を整備するものでございます。

第3条中「別表1及び別表2」を「別表」に改める。

これにつきましても、これまでは助成対象事業を新産業創造等事業と基盤整備事業とに区別し、別表で明確にしておりましたが、基盤整備事業について定めていた別表2を削除するものです。

第12条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第1号中「休止」を「中止」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

第1号、この助成金を他の用途に使用したとき。

第12条第1項に次の2号を加える。

第4号、助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他条例または法令に違反したとき。

第5号、その他市長が公益上不適当を認めたとき。

第12条第2項及び第3項を次のように改める。

第2項、前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用する。

第3項、市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、その取り消しに係る部分に関し、既にその額を超えているときは期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第12条は、助成金の取り消し等に係る基準をより明確にするもので、あわせて社団法人北海道産炭地域振興センターの助成取扱要領との整合性を図るため、文言を整理するものでござ

います。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。
財産処分の制限。

第16条、助成事業者は、助成対象事業により取得し、または効用の増加した財産等（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第2項、助成事業者は、取得財産等を、助成対象事業の完了の日の属する月から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの間において、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ取得財産等の使用変更の承認を市長に申請し、その承認を受けた場合は、この限りではない。

第3項、市長は、前項ただし書きに規定する場合において、取得財産等を処分することにより助成金の交付を受けた者に収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

これは、取得した財産等に係る処分の制限等については、助成金交付決定通知書に条件として付しておりましたが、申請の段階からより明確にするため新たに条文を設けるとともに、社団法人北海道産炭地域振興センターの助成取扱要領との整合性を図るものでございます。

附則第2項を削る。

これは、平成18年の本条例制定時に、基盤整備事業に係る助成金の交付の執行する日を定めていたのですが、今回の一部改正条例により、基盤整備事業に関する条文がすべて削除されることからあわせて削除するものでございます。

別表1、産業基盤整備事業の項を次のように改め、別表1を別表とする。

産業基盤整備事業。

産業振興に真に必要な産業人材を確保する事業。

内容といたしまして、研修による人材育成など産業人材の確保に要する経費。

企業誘致に真に必要な事業。

パンフレットなどの作成、イベントの開催・出展、企業の現地視察等に要する経費。

これは、産業振興に真に必要な産業人材を確保する事業として、これまでは民間事業者等による従業員向け住宅建設も助成対象経費として定めていましたが、北海道産炭地振興センターとの協議をした結果、直接事業に供しない福利厚生施設については助成対象外とするものとしたものでございます。

別表2を削る。

これは、第3条で御説明したとおり、基盤整備事業について定めていた別表を削除するものです。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） 今、このように新産業創造基金、創造事業等を含めての制度改正、条例改正がありますけれども、産炭地振興センターという説明がございました。

そうすると、これまで歌志内市の枠と言ったらいいか、空知産炭地の枠と言ったらいいの

かはわかりませんが、この事業はパンフレットを作成したり、イベントを開催するということもありながら、産業人材を育成するということの大きな意味があります。特に歌志内にとっても大きな意味があるわけでありませうけれども、この基金の、歌志内というよりは、先ほど言った空知産炭地と言ったらいいかわかりませんが、基金はどの程度使えるようになって残っているのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今回の条例改正につきましては、これまで言うなれば旧基金、新基金という表現で表しておりましたけれども、新基金につきましては、ことしの12月までで活用期限になるということから、当市を含めました5市1町ではすべて使い切るといふ形でございます。

本市につきましては、22年度の申請におきまして、全額を既に活用をしているところでございます。

今、梶議員からお話がありましたけれども、これまで基盤整備事業として活用していたものという部分につきましては、パンフレットの作成とか等ありましたけれども、これまでは平成18年度から活用しておりますけれども、まずは先ほどありましたけれども、健康の村活性化事業の推進事業として18年に活用しております。

その後、19年には市営住宅の整備、それから総合気象観測装置だとかスキー場の観光施設、リフト整備事業などもろもろと使ひまして、当市といたしましては22年度におきまして8億4158万円を活用したところでございます。

残りは、あとは新産業の部分でございますので、この部分につきましては、昨年度、市内の縫製事業工場のほうに助成をしているという形でございます。

もう1件については、今、計算の作業をやっておりますけれども、先般、進出いたしましたソラチ・クォーツさん、これが新基金の助成対象事業として行っております。

残りの部分で、新産業事業といたしましての、言うなれば助成申請に対応できる調整金額といたしまして、当市といたしましては6億3,700万円ほどが残っているということでございます。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） ちょっと聞き逃したのですけれども、我が歌志内の新基金ということで6億2,000万円。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 先ほど申し上げた点をもう一度復唱いたしますけれども、22年度におきまして、市内縫製工場のほうの新分野開拓事業といたしまして500万円を助成しております。

それから今年度、これからになりますけれども、ソラチ・クォーツさんのほうに表面実装型の振動子量産化事業といたしまして、今、生産事務を行っておりますけれども、約1億700万円ほどになろうかなと思っております。

残りが、基金残高といたしまして6億3,790万円という形でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第36号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 委員会提出議案第36号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長谷秀紀さん。

○議会運営委員会委員長（谷秀紀君） ー登壇ー

委員会提出議案第36号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、議会議員の議員報酬について、現在実施している縮減措置の縮減率を圧縮しようとするものであります。

次ページの本文に入ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の1ページをごらん願います。

附則第3項中「、当分の間」を「、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間に限り」に改める。

同項第1号中「23万2,400円」を「28万2,000円」に改め、同項第2号中「20万6,500円」を「25万円」に改め、同項第3号中「18万9,000円」を「23万円」に改める。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号及び議案第35号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第34号と日程第15 議案第35号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第34号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第34号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,796万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,696万8,000円とする。

2項は省略いたします。

3ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款1項1目とも議会費1節報酬303万5,000円の増額補正は、平成23年7月1日施行の議員報酬改正に伴う増で、改正内容につきましては、先ほど委員会提出議案の説明のありましたとおりでございます。3節職員手当等19万3,000円の増額補正は、議員報酬改正に伴う議員期末手当の増であります。

次に、2款総務費1項総務管理費6目財産管理費15節工事請負費151万7,000円の増額補正は、公用車車庫改修工事費で、その内訳は、庁舎裏の車庫、シャッター等老朽化に伴う取りかえ工事106万1,000円、8月納入予定の新しい中型バスほかに伴うバス車庫天井改修工事23万3,000円、別棟にあります車庫の屋根老朽化に伴う鉄板一部ふきかえ工事22万3,000円であります。

8目分収造林費1,740万円の増額補正は、赤平市赤間の沢市有林第1団地の間伐事業及び作業道新設工事に伴うもので、9節旅費1万4,000円と11節需用費8万7,000円、及び18節備品購入費40万円は事務費であります。

13節委託料874万1,000円は、予定面積35ヘクタールの間伐業務委託料。15節工事請負費815万8,000円は、延長2,630メートル、幅員3メートルの作業道新設工事であります。

なお、本件につきましては、歳入で同額を計上しております。

また、定例会資料の5ページに位置図を添付しておりますので、御参照願います。

次に、3項1目とも戸籍住民基本台帳費、13節委託料819万円の増額補正は、住民基本台帳法の一部改正により外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされたことに伴う住民基本台帳システムの改修委託料でございます。

次に、4項選挙費2目北海道知事道議会議員選挙費11節需用費46万7,000円、18節備品購入費26万3,000円の増額補正は、道選挙執行経費の交付額が増額されたことによるものでございます。

5 ページをお開き願います。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費の補正は、肝炎ウイルスの個別勧奨通知の実施に伴うもので、1 2 節役務費が郵便料で 2 万 7,000 円、1 3 節委託料が肝炎ウイルス検診料で 70 人の検診者数の増を見込み、1 5 万 5,000 円の増額であります。

次に、8 款土木費 5 項住宅費 1 目住宅管理費 1 5 節工事請負費 2 5 8 万 3,000 円の増額補正は、上歌団地公営住宅 1 棟 8 戸の屋根が経年劣化に伴う腐蝕により破損したため、鉄板吹きかえ等の改修工事を実施するものでございます。

次に、1 0 款教育費 1 項教育総務費 3 目奨学費 1 9 節負担金補助及び交付金 8 0 万円の増額補正は、子供たちを中心に市民全体の交流と連携を深めるため、本年 9 月 2 4 日に歌志内市幼小中合同大運動会を実施する歌志内市幼小中一貫教育推進委員会に対する交付金であります。

次に、1 2 款 1 項とも公債費の補正は、財源区分の変更でございます。

次に、1 5 款 1 項 1 目とも予備費 3 3 3 万 8,000 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2 ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1 4 款道支出金 2 項道補助金 2 目衛生費補助金 1 節保健事業費補助金 1 2 万 9,000 円の増額補正は、肝炎ウイルスの戸別勧奨通知の実施に伴うものでございます。

3 項道委託金 1 目総務費委託金 2 節北海道知事道議会議員選挙費委託金 4 3 万 9,000 円の増額補正は、道選挙執行経費の増額公布によるものでございます。

次に、1 8 款 1 項 1 目とも繰越金 1 節前年度繰越金 2,000 万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

1 9 款諸収入 4 項 1 目 1 節とも分収造林費収入 1,740 万円の増額補正は、行政独立法人森林総合研究所からの受託事業で、歳出でも御説明いたしましたが、内訳は間伐事業が 900 万円、作業道新設事業が 840 万円であります。

以上で、議案 3 4 号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案 3 5 号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第 3 5 号平成 2 3 年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 2 3 年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,258 万 9,000 円とする。

2 項は省略いたします。

2 ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金 2 3 節償還金利子及び割引料 8 万 9,000 円の増額補正は、平成 2 2 年度分後期高齢者医療保険料の還付金であります。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

3款諸収入2項償還金及び還付加算金1目1節とも保険料還付金8万9,000円の増額補正は、北海道後期高齢者医療広域連合からの還付金収入の増であります。

以上で、議案35号の後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第34号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） 5ページの教育費の奨学費について、5点ばかり質問をさせていただきます。

まず一つは、幼小中一貫教育推進委員会というのを、私ちょっと初めて聞いたのですが、この組織はいつできて、委員はどのような人がなっているのか。それから、この推進委員会の事業計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

それから、今、提案説明の中で、運動会という説明がございましたけれども、目的と事業内容を示していただきたいと思います。

なお、教育行政執行方針で述べた1ページですか、市民との連携を重視し、幼小中一貫教育を推進し云々でございます。それとの関係をお伺いしたいと思います。

3点目でございます。この運動会については、何か思いつきのような気がいたします。なぜ当初予算に計上しなかったのか、当初予算が審議されてからまだ二、三カ月しかたっていないのに、なぜ補正で出てきたのか。私は、これは補正になじまないと思っております。その見解をお伺いしたいと思います。補正予算というものをどのようにとらえているのかも、お願いいたします。

それから4番目でございますけれども、補助金と交付金の違いをお伺いしたいと思います。

5番目でございますけれども、補正が可決にならないのに市から80万円が出ると、ある種の会議で言っているようでございますけれども、きょうここで審議をするのでありますので、これを言っているとすれば甚だ議会軽視ととらえますけれども、いかがなものでしょうか。

それから、最後でございますけれども、この運動会は教育行政にどのようなメリットがあるのかを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 1番目の幼小中一貫教育の関係の、委員会がいつ設立して、どのような事業内容かということでございますけれども、22年の12月に、幼稚園、小学校、中学校の教職員の先生方において、歌志内市幼小中一貫教育推進委員会というのを設立しております。これについては、幼稚園、小学校、中学校で市民との連携を重視した幼小中一貫教育を推進するというので、家庭・地域の教育力の向上を目指す。それから、幼小中の枠を超えた交流を促進するというので目的として、例えば今回出た運動会もそうですし、それから学芸交流会、あとは小学校に入るときの体験一日入学の実施とか、いろいろな形で幼小中の一貫教育という観点で、幼小中一貫教育推進委員会が設立されたところでございます。

それでこれについては、今回、運動会が補正予算として出されましたが、随時ほかの事業についても学校のほうで計画を検討していくというような状況になっております。

それから、2番目の運動会の目的と内容と市政執行方針のかかわりですね。目的については、今回、幼小中合同運動会においては、22年の4月から当市においても、幼稚園1園、小

学校1校、中学校1校とそれぞれ1校ずつになったということで連携強化を図っていくということの中で、運動会を実施して地域の人に参加をしていただいて、元気が出る歌志内の原動力の挑戦。それから、子供を中心に町内会の連携を深めて、運動会で学校地域が子供たちと時間を共有するというような目的のもと実施をしていこうということでございまして、9月24日土曜日9時半から、閉会式は大体2時半ころということで、約1日の時間を費やすという形で、種目的には、駆けっこ、短距離走、遊戯、玉入れ、綱引き、大玉転がし、町内対抗リレーなど、幼小中の子供たちが当然競技することもありますし、そのほかに地域の人たちにもぜひ応援をしていただくなり、応援だけでは足りないという人もいらっしゃると思いますので、ぜひ競技にも一緒に参加していただくというようなことで、幼小中と地域とで1日を過ごしていただくというようなことで、内容となっております。

それで、教育行政執行方針のかかわりについては、まさにその部分については幼小中一貫教育の、先ほど御説明いたしました運動会のみならず、学芸交流会とかいろいろな部分を含めてかかわりを持っているということで位置づけているところでございます。

それから、3番目の思いつきのような気がするということで、当初予算を計上しなかったのかということでございますけれども、昨年の12月からこの幼小中一貫教育推進委員会で学校でいろいろ検討をしてきておりますが、どうしても当初予算の時期には最終結論がまだ出ていなかったという状況です。最終的に3月の初めくらいに大分煮詰まってきたということで、当初予算には時期的に間に合わなかったということでございまして、そこら辺は検討が間に合わないということでの御理解をお願いしたいと思います。

今回、補正予算ということで、9月の実施ですから、今回の6月の定例予算で何とか可決していただいて、9月の運動会を開催していきたいという思いでございまして、よろしく願いたいと思います。

それから、5番目の補正が可決になっていないのに80万円が出るということで会議の中でお話ししているということでございますけれども、町内会連合会を通して、今回の運動会については学校からいろいろな住民の方々の理解を得て協力をいただきたいということで、ぜひ多くの市民の方々に参加していただきたいという思いで、まず地域住民の方々の理解が一番大事なのだろうということで、学校としては内容的にはどういうふうに地区別をしたらいいのかとか、交通手段をどうしたらいいのかとか、そういう形で応援してほしい、協力していただきたいということでの内容の説明をしてきたところでありまして、その中で、決して80万円が出るということではなくて、80万円の経費がかかるというようなことでの御説明をさせていただきました。

ただ、6月の議会には、この80万円を何とか議会のほうに提出していきたいというようなお話をしておりますが、決して議会軽視という形で進めてきたわけではないということをお理解願いたいと思います。

それから、6番目の運動会は教育行政にどのようなメリットがあるかということでございますけれども、まず……。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 私のほうから、一番根っこになっている教育行政と運動会と、どんなメリットがあるのだと、こういう質問ですけれども、私は大変なメリットがあると判断しています。

原田議員も御存じのように、今、道も文科省も、子供は学校だけでは育てられない、地域と一体化して育てる。地域で子供を育てる体制、応援団やそういうものをつくりながら進めても

raitaiというものが、今、非常に大きな問題になっているかと思います。

と同時に、もう一つは、幼稚園から小学校、小学校から中学校、ステップするごとに中一ギャップとかプロブレムとかと支障が必ずある。そういうものをなくするために、一環して教育をする方法を考えてもらいたいということが話し合われていることは御存じだと思います。

そういう中で、この小中一環と中に地域を入れた教育を歌志内として、幼小中一つになったものだから、これについて本格的に力を入れていこうというのが今年の統合以来話し合われている問題であります。

したがって、幼小中が何を通してそういうことをやるのが一番効果があるかというふうに考えたときに、学校の先生方が私の教育行政執行方針に基づいて、とりあえず運動会を幼小中一つに持ってやるというのはどうだろうか。それから、今まで各学校でやっている学校祭とは別に、市内の幼小中が公民館で発表会をやっている。そこに一般の発表する人も取り入れる形の中で入れていったらどうだろうか、こういうことをそのときに考えているわけでございます。

したがって、運動会に絞ってお話をするならば、これは今まで出ていなかったですけれども、あくまでも教育課程の編成権は学校長にあります。したがって、この運動会の行事は学校の授業の一環として実施するものですから、従来から学校の授業の中身については教育行政報告とかそういうことではやっておりません。

質問があるときにはお答えしますが、一番大事なことは、先生方、今回、子供とその親が運動会に来ている。しかし、地域で育てる、地域と言うけれども、地域の方は学校に来ない。じいちゃん、ばあちゃんも含めて、自分の町内会にどんな子供がいるのだろうか。1年生にどの子供がいるのだろうか、幼稚園だれがいるのだろうか、顔もわかってもらえないような最近の状況。これは歌志内だけではなくて、いたるところがそういう社会になりつつある。

そういう中で、今回は一つのテントの中に地域のじいちゃん、ばあちゃんも見てもらうし、父さん、母さんもここに幼稚園に通ってるうちの子供がいる、そういう一つのテントの中で応援しながら、話をしながら運動会に参加してもらおうと。

しかし、やはり高齢者には一番問題がありますから、学校で願っているということは幼小一貫の中でやるけれども、一番は子供のいないじいちゃん、ばあちゃんを1日見に来てもらって、子供たちを応援してもらいたいというのが一番のねらいだと。この中にもって、地域の子、こういう子もいるのか、あの子もそうだったかと、そうすると運動会が終わった後にも声をかけるし、地域で子供を育てる第一歩を踏み出すことにつながるだろうということが先生方の発想であります。

ところが、そういう町内会にどうやって知らせたらいいだろうということが問題になっていきます。子供が来ているうちにはプリントなり学校だより出すけれども、全く来ていないところはどうか、そこで教育委員会に校長さんが相談したときに、それは歌志内には連合町内会というのがあるのだと。その連合町内会さんに相談して、力をかりたらいいのではないかということから、今回は連合町内会さんのほうにお願いして、校長さんがお願いして、そして人と力になっていただいたという経緯はあります。

そういう中で9月24日ですか、学校が中心の行事でありますけれども、歌志内を挙げてみんなで楽しい1日を、そして地域で子供を育てる第一歩を踏み出そうというのが趣旨でございます。私どもの教育行政と全くそれを具体化したものというふうに受けとめていただいて、何とか皆さんに学校はよく考えた、応援してやると拍手を送って、意欲満々で取り組むような応援をぜひお願いしたいものだと考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 質問の4点目でございますが、補助金と交付金の違いについてでございます。

補助金については、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものでございます。

また、交付金については、団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務事業を委託した場合に、当該事務事業処理の報償として交付するものでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） そうしますと、これは交付金で出ておりますので、主催はこの推進委員会になるのだと思うのですけれども、その辺を確認いたします。

それから、私はどうも理解ができないのですけれども、実は17日に議運がありまして、17日で初めてこの80万円については運動会だと聞いたのです。それで、その朝、ある町内会長さんから、運動会やるのに市で80万円出すのですかと言われたのですよ。え、そんなの全然知らないよと。僕は、議案はもらっているけれども全然知らないよと言ったら、いやいや連町でそんな話があったという話なのですよ。

そうしますと、先ほど言ったように、議決にもならないのに出しますよということは、これは大変なことだと思うのです。議会軽視も甚だしいのではないかと、私はそう思います。その辺をきちんと整理をしていただきたいと思います。

それから、当初予算に間に合わなかったといいますけれども、今、答弁の中で、この教育推進委員会については22年12月に行ってきましたよと。そして内容についてはいろいろあると、協議をしていましたということでございますけれども、たかが2カ月か3カ月しかたっていないのですよね。今、補正に出すというのは。それだけ話があったのであれば、当然、私の考えるのは新しい事業ですよね。そうしますと、教育長の教育行政執行方針にちゃんとうたえば、非常に目玉になるのではないかという気がするのです。私はそう思うのです。だから、今、補正予算というものをどう考えているのだということを質問しましたけれども、補正予算というのはそんな簡単なものではないと思うのです。

これはちょっと外れますけれども、行財政改革では当初予算で決めて、補正は本当にやむを得ないものでないと認めないというようなことになっているわけでしょう。それが簡単に80万円いいやと、こうなるのですか。その辺もう一度、答弁願います。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ざっくりばらんに言いますと、本当は去年やりたかったのです。ところが、去年は統合したばかりで、先生方がやりたいととりかかってく暇がなかった。それで、来年こそはやろうということで準備を進めていったのですが、最終的に幼小中はもうこれはすべてをやりますから、学校単位で話し合えばいいですから。ところが、それにどうせやるのであれば、従来からの課題になっているもう一つの課題も合体してやることのほうが効果あるだろうと。すなわち、地域に運動会に参加してもらって、地域で子供を見てもらってという、その目的を達成して、同時にいくことが一番効果があるだろうということで、実は年度当初に予算は出せたのですけれども、出すとすれば、あくまでも学校の幼小中はもう大体でき上がっていたのです、予算も。ところが、その後、地域の方も来てもらって一緒に見てもらって応援してもらってというふうになれば、これは学校だけの予算ではできませんよと。

それでどうするかといったら、結局はバスを出して、来る人全部バスで会場に送る、終わったらまた送り届ける、そういうことも関係して、そこまですると結局80万円。それを出すためには、地域の方が、よし、協力してやるぞ、頑張りなさいというこの一言がまとまらなければ、先生方が計画を立てたけれども、それはおまえら勝手にやれと、こうなった場合に、これは難しい問題になるだろうと。

そこで、最後まで了解をとってみんなでやろうというふうに決まってからでないで、それで補正がおくれたということで、これは連町のほうですので、随分力になって御賛同もらっていますから、地域の方も一緒に入ってということになれば、大体80万円くらいのお金がかかるだろうということは言って計算していましたから、そのことが恐らく連町との関係の中で学校のほうから、私も言っていますから、80万円ちょっとは出たのであって、決まったようにこれはなっていますけれども、議会も通っていないですから決まるわけがなくて、たまたまそういう予算編成の話聞いて、今、原田議員が話されたと思うのですけれども、もしそれが決まったかのようにとれたとするならば、これは大変申しわけないなど、原田議員の言うとおりでというふうに思っております。

なお、もう一つは、それだったら教育長、最初から当初予算に盛ればよかったのではないか、教育行政はあくまでも大枠の中で幼小中一貫と、地域と一体化したと、これまでは私の職務の限界だろうと。すなわち、具体的事業の中にどうするのだというのは、教育課程の編成になりますから、校長権限によるものになっています。したがって、教育行政方針に従って、具体的なものはあくまでも校長権限の中で編成され、中身を決めていくと。そして先生方で了解を得ると。こういう手順になっているということ、誤解もあったようでございますけれども、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○6番（原田稔朗君） 理解はできません。

それで、今、80万円についてはバス代だとか、連町に話してお手伝いを願うとかというような答弁がございましたけれども、そうしたらこの80万円というのは、何がしかは連町に関連するのですか。その内訳をちょっと、伺いたいです。

それともう一つ、私が言うのは、市の予算なので、予算の組み方というのか、執行の仕方というのか、その辺にやはり問題があるのではないかというような気がして今聞いているわけです。簡単に補正すればいいのだと、こういうような考え方になるのか、その辺も答弁を願います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） まず1点目の80万円の関係でございますけれども、大まかな内訳といたしましては、一般の方々にバスで来ていただくということでのバス借上料が26万3,000円、それから中学校のグラウンドを使うということで、かきならしというか、工事する部分というか、準備する部分ですね、これらが21万円。あと、その他、事業用の消耗品、これについては例えばテントの下にひく建設シートとか、事務用品とか、印刷インクとか、いろいろな形がありますが、こういうもので事業用消耗品として21万5,000円、これが大きなもので、その他細かいものがありますけれども80万円ということでありまして、連町に還元するとかいうのではなくて、学校のほうで予算を取ったものをバスを出して一般の方、町内会の方々に乗っていただくということでの還元という意味で、現金を還元するとかそういうことではないです。

それから、2番目の補正予算の関係です。先ほど教育長も言ったとおり、いろいろ当初予算

にはどうしても間に合わなかったという部分は、やはり地域の皆さんの御理解が最大の運動会の大成功につながるものではないのかなというふうにも思っております。

町内会さんの御意見なり、いろいろなものをいただいておりますけれども、そういうものを真摯に受けとめ、学校ではそれらを何とか具体化してやっていきたいということで進めてきておりまして、決して補正予算をかるんじて考えているということでないことを御理解願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 間違ったら困りますから確認しておきますけれども、連合町内会さんにお手伝いをいただくとか、連合町内会さんと学校は合同とか、そういう形でこの運動会をやるという発想は全くありません。誤解を招くことになりますから、教育委員会ではありません。学校が中心で、地域に一步踏み出すということのねらいで、学校は全部準備して、学校は全部進めている。連合町内会さんがどうやったら市民に全部伝わるのだろうと、そこをだれでもいいから1日楽しもうよということを市民に周知徹底を図ってもらうことをお願いをしてあるのです。

しかし、連合町内会さんでいろいろ心配してくれて、あれはどうなっているんだ、これは大丈夫かと、その他はどうだ、そういう心配を校長さん方にいろいろしてくれていますけれども、あくまでも幼小中が主催でこれを行うのだ、合同ではないのだと。でも、それは学校でやるのだというふうに押さえていただきたいと思います。

と同時に、もう一つは原田議員からお話を聞いて私も難しいなと思ったのは、3月からこうやって連町さんのほうにお願いさせて、校長先生方は3月から動いているのですよ。もう町内会には浸透したかなと思っていたのですが、初めて聞いたという話を聞きながら、いかに浸透するということは難しい。連町あって、町内会長あって、校長先生方は割と理解していただけるのかなと思っていたのですが、それがなかなか難しいものがあるということを考えながら、もうぎりぎり6月の議会までに何とか、それでもまだ浸透していないんだなど。非常に難しいものがある。しかし、それでも私らで頑張るという気持ちを、ひとつ御理解いただきたいなと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 3ページの8款分収造林費の件ですけれども、この工事請負費815万8,000円が出ているのですけれども、地元に参加資格のある業者はおられるのかどうか、その辺ちょっと確認したい。

それで、もしこれが補正確認されたら、実施、あるいは完成はいつごろになるのか、それをお尋ねしたいと思います。

それと、ただいまの教育費ですけれども、昨年12月にその幼小中一貫教育推進委員会が設立されてということですのでけれども、これは今後ともずっとこういう委員会が保たれて、例えば年に何回かのこういう行事を計画すると。これからずっと、今の幼小中一貫と地域をあわせた連携のためにそういう行事をやるよと、1回、2回じゃないということの確認をさせていただきたいと思います。

それと、今の地域と幼小中一貫、今回の運動会に対して人員的な規模はどのぐらいを想定しているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 作業道の建設でございますが、地元土木業者で工事は可能かとい

うふうに考えております。

工事につきましては、7月中旬ぐらいから9月下旬ぐらいまでかなということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 幼小中一貫教育推進委員会の検討の関係でございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただいておりますけれども、運動会に限らず学芸会、それから先ほどもちょっとお話しさせていただいた体験入学、それから幼小中でのボランティアとか、いろいろなことが、今、頭出しされているのですけれども、清掃によるボランティアとかいろいろなことがあるのですけれども、そういうことを随時、今回は運動会を先行してやっておりますけれども、秋には学芸交流会、その間にいろいろなボランティアとかをやるとかということで、随時その状況を見ながら学校では検討をするということになっております。

それと、運動会の人員の規模ですけれども、はっきり言って初めてですから想定するというのも難しいというふうなことなのですけれども、子供たちが250ですから、五、六百だと市民の方300とか、それぐらいかなというふうな予想の規模で事業が運営できればいいとは思っておりますけれども、それについては、今後、学校と地域の代表者の方々が具体的に詰めていくという機会がこれから出てきますので、その中ではっきりしてくるのかなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） その幼小中プラス地域ということがこれからもなされるということですが、このプラス地域に関しては、あくまでも連町を窓口というふうを考えておられるのか、何かほかの団体を通してというふうな想定もあるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ことし初めてで、先生方もどこにどうやってやったらいいのかということで、連町ということが入りましたけれども、先生方、連町に入っていない町内会もあるということを初めてわかったらしいのですよ、学校でも。でも、その地域には学校で幼小中、全部幾つかに分かれた町内会に幼稚園の先生もいずれかに入る、小学校の先生も担当を決めて入る、中学校の先生も担当をやる、幼稚園の先生、小学校の先生、中学校の先生とそれを地域に入っているいろいろ進めていく。その中では、連町に入っていない町内会長さんにも学校から直接お願いに上がって、どこもみんな同じようにやっていきたい。

それで、ことし出れなくても来年ということもあってもいいのではないかとということですが、それによって、かえって地域の足並みが乱れたり、子供に余りよい影響を与えないようなものが起こったときには、多分、先生方は来年からできないと判断すると思います。また、方向を変えるか、一番は子供のためにと考えていますから、あくまでもそれを目標にことしやってみて、その総括を先生方はやると思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） よく聞こえなかったものですから。

幼小中一貫教育、この教育費の関係なのですけれども、教育長、先ほど昨年やりたかったのだ、これならなぜもっと早く準備をして早く知らせるという対応をとらなかったのかな。私も町内会長何人かと話をすると、5月ごろ突然話があってどうするのという、教育現場の人方にすると一生懸命手順を追ってやっているようなのだけれども、町内会も参加してほしいと考えたときに、町内会の実情も、町内会の1年の行事予定計画も予算も、やはり4月、5月にで

きてしまうのです。自分たちを先にやって、あんた方に話をするけれども、協力するのか、しないのかという話をされるのであれば、ちょっとこれおかしいのではないかと思うのです。

ですからそのときに、ちょうど3月ごろ言っていたから、なかなか間に合わなかったのだなというふうに、いいほうに理解をしようと思ったのだけれども、去年しようと思ったというのなら、それだけ余裕がある反面、あったのではないのかな。

町内会も、恐らくほかの会長とも話しているのですけれども、これはただ例の一つなのですけれども、みんなで運動会に父兄が参加しよう、子供たちも参加しようということであると、町内会で少なくとも昼飯ぐらいの部分は考慮に入れなければならないのだろうな。あるいは、それが何十人かになると、町内会で対応できないよという話になっていて、よく見たら、どこかの町内だけが自分で弁当を持ってきて、よその町内は対応をしていますよといったらちょっとみともないことになるのだろうと。その辺の配慮をきちんとしていただければありがたいなと。

ですから、我々も行事、特に今回、市議員の選挙があったものですから、総会が遅かった町内もあるようなのですけれども、そうすると、ある意味ではそういう話をきちんと伝えていける期間が例年以上にあっただろうと思っておりますけれども、その辺の答えを願いたいと思います。

一貫教育ということで、前にも連合町内会の中で教育長の自説をお伺いしたところなのですけれども、我々団塊の世代は、ちょうど教育長が歌志内の中央小学校、新任で御夫妻で来られたというふうに伺っておりますから、その後、中学校の先生もやっておられたということで、歌志内のこともよく存じているだろうと思うのですけれども、あの時代の団塊の世代が小学校、中学校にいたころの、あれだけいた世代、今の小学生、中学生の生徒の数を考えたときに、幼小一貫教育をどういうふうに理解していったらいいのかなという感じもするのです。その中で、これは一つの行事だということでもあります。

私も1学年15クラス、600人、700人いたという学校に中学校時代いたのですけれども、ある意味で、私、高校に入ったときには、小中学校ですと、9年間一緒の学校の生徒も高校の同級生の中でいましたし、いろいろな状況の人方がいました。でも、幼小一貫教育の部分で、現状で何を求めているのかというのを、先ほども説明あったのですけれども、なかなかよく理解できないものがありますので、よろしく御答弁を願いたいと思います。

それから、今、川野議員からも話ありましたけれども、今、話をするとすれば大運動会という話になりますから、我が町内の人方にでも。そうすると、来年も再来年も続けてやっていくのですよ、いやいや、去年1回やったら疲れたからやめましたよと、こういう考え方を持っているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後03時32分 休憩

午後03時39分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 昨年なぜ、それ以上はという話がありましたけれども、御存じのように、昨年両小学校統合したばかりなのです。その年にやれるといたって、これは学校だけの幼小中のときにやればできますけれども、それ以外、地域というのはできるわけないわけですから、それでもって出だしから1年おくれたほうがいいと。しかも、その話を進めたの

は、統合したばかりで先生方が忙しかったので、その年の暮れのほうになってから初めて話を詰めていくしかなかったんだということです。

それからもう一つ、毎年かというのは、あくまでも主催は学校ですから、学校のほうでどうするか。私のほうとしては、1回やったらなるべく楽しい一日にして、来年もぜひやってくれと地域から上がるように持っていくのが望ましいというアドバイスしかできません。判断は学校にあります。

3点目のなぜそういうような幼小中なのかと。梶議員も知っているように、私が子供のころは、黙っていても異年齢の子供が集まって遊んで何かして、常に異年齢の集団でもって教育し合ったけれども、今は子供が少なくて、まちでも遊んでいる子がほとんどいない。すなわち、年の違う学年の子供は、一つのことについて考えたり、言ったり、一緒にやったりということはいかに少ないかと。

学校の授業の中でも、異年齢の子供が行事を一緒にするという事は、非常に今、大事な教育の一つになっているというふうに、ひとつ学校でも考えていると、こういうことです。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） 答弁していただかなかった分、一つあります。質疑の回数がまだ残っていますのでお話をさせていただきますけれども、昨年はやれよという言い方をしたのではなくて、昨年考えたなら、考えている時間があるのだから、今年中の1月でも2月でも3月でもいろいろなことで対応できる部分があったのではないかと。だから、それについては、平成23年度にしたいよと。そうすると、ある意味では心の内をどこかの立場の人方に話をしているとすれば、町内会も、先ほど言いましたけれども、行事と予算とを組むわけですから、そのほかの新しい行事が入ってくると、町内会で予算をつくるというわけにはなかなかいかないよと。

特に、今、町内会も世帯だんだん減っていつている。どこの町内でもかつての3分の1、4分の1になってきている世帯数ですから、年間の行事予算をつくれなくなってきているぐらいになっていますので、早く言ってもらわないと、突然、我々で補正予算ということには協議にはならないのだけれども、新たにまた1万円かかりますよ、2万円かかりますよと、現実にはかかるのではないのかなというふうに思っているものですから、これを早めに言うていただければ、こうして説明をして、理解をしてもらうとすれば予算を計上。だって、まだ6月ですからね、当初の中に予算をつくったときにそういうものも積み込んで町内会の予算編成もできたのではないかと。これからの部分では、これはあるけれども、こっちやめてこっちに予算を使わなければいけないと、こういう状況が生じてくると、そんな思いで話をさせていただいたつもりなのです。

ですから、自分たちの進む方向だけをスケジュールを進めていることだけを考えないで、全体を考えるのならば、そこまで配慮をしてほしかったなど。そのことによって進むものがあるとするれば、スムーズに進んでいくのではないのか。わかってくれている答弁者の方もおられますけれども、そんなように御理解をいただかなければ、やりたくたって、協力したくたって協力できないよ、ある一部の人だけ協力できないよという話になっていくのだろうと思っています。

特に今の時期なら、恐らく5月から言われても、各町内だってそこから余ったお金があるわけでないから出せませんという、こんな格好になっていくのですから、そのところの見解を教えていただきたいというふうに思っています。

先ほど余計な口が滑りましたけれども、この部分だけ、まず、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 私の答弁漏れでした。申しわけございません。

今のような問題は、私はやはり町内会の問題だと思えます。ただ、先生方も話しているのは、そこまで考えたらもっといろいろなことを考えるだろうと、そうしたらできないだろう。先生方は余り難しく考えないで、その日、じいちゃんもばあちゃんもみんな来て、子供たちを見て、そしておにぎりの一つでも食べて、そして楽しんで終わると。そういうふうを考えています。

そのとき、隣の町内会はどうで、うちはどうで、それで終わった後、何か反省会やるとか、町内会では話していいですけども、それは学校のほうにはやはり持ち込まないで、ただ来て、おにぎり、応援して楽しく子供応援して終わろうというのが目的にしてもらいたいと願っています。そんないろいろなことを考えてできなくなったら、むしろ先生方ががっかりします。そういう意味でひとつ考えてもらえればいいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 梶敏さん。

○1番（梶敏君） だから、そこまで考えていく、またはそちらの真意を伝える、そんなことの期間が物すごく少なかったのではないかと。みんなでにぎりめしにしようやと、こういう話になるのならいいのです。ただ、今、我々議会の部分で上程をされていますから、もう決まったということになりますから、議決されれば。そうすると、そのところの対応が遅くなっていくのではないかと思います。

ですから、こういうことでみんな協力してくれと、それでこういうふうにしよとということまで言っていたら横並びでいけるのではないかと考えておりますけれども、答弁願います。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） そういう問題については、先生方は多分触れないと思えます。

やはり町内会の問題として考えて、そういう考えの町内会長さんが意見を出して、そういうふうにとめてもらうことが一番適切ではないかと。学校からあすれ、こうすれと、そこまで介入してはそれでやれるかなと私は思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今まで質問があり、その答弁の中で私なりに聞きたいところがあるのですが、9月24日に幼小中大運動会ですか、それが実施されるということで、先ほど川野議員からの話の中からの答弁で、別な組織というところで町内会連合会をお願いして地域に入り込む、あるいは地域の方々に入ってきていただくという内容の答弁もあったわけですが、ほかの組織という言葉も出てまいりました。幼小中、これは保育園はどのようになっているのか。保育所、これはどのようになっているのか。

そして、運動会に関しては、それぞれ幼小中で前年度カリキュラムで、ことしの運動会、あるいは中学校は記録会ですか、そういったものがいつ実施されて、特に中学校の場合は、それが空知や全道のほうにつながっていくということですので、必ずそのものも実施される。今年度は運動会が2回実施されるのかなというふうに思うのですが、その辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 町内会以外の組織という団体というか、そういう部分での関係ですけども、具体的にまだ、今は町内会連合会のほうにだけお話をしておりますけれども、例

えば社協とか、いろいろな形のものも考えられるかなと思いますけれども、どちらにしてもこれについては学校のほうでももう少し具体的に検討をするようになると思います。

それで保育所の関係なのですけれども、教育委員会から保健福祉課を通じてちょっとお話をさせていただいておりますけれども、例えば、幼稚園、小学校、中学校は学校の授業として行うということで、すべての子供たちが行ってしまうと。だけれども、保育所についてはゼロ歳から就学前までと。そうすると、保育所として一つの組織として全部行くというわけにはいかないと。そうすると、やはり保育所としての機能として参加するのではなくて、個人的に参加していただくというようなことが好ましいのではないかなというふうに思っております。

それから、運動会、まさに小学校もう既に終わりました。幼稚園も終わりました。中学校の体育大会も終わっております。単独でそれぞれの運動会を行ったほかに、秋にもう1回幼小中としての地域を巻き込んだ合同の運動会をやるということで、年2回やるというようなことでございます。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 保育所については年齢がゼロ歳からということで、あくまでも保育所において参加してもらうのではなくて、それぞれそういう運動会があるのに自分から参加する、その押さえでよろしいのか確認させてください。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） 例えば、保育所においてするのは、保育所の父兄に父兄分の印刷したものをお渡しして、ぜひ参加してくださいという方法と、あとそのほかに、一般市民もそうですけれども広報を使うとか、ポスターを張るとか、そのような周知方法をお願いしていくということですが、その中で町内会単位としては、一般の市民の方としては、町内会が集約していただくと。応援の人が何人来ますよ、競技に参加する人は何人来ますよというようなことは町内会として集約してもらおうかなと思っておりますけれども、それ以外については個人的な申し込みというか、そういう形で進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 実は、私は違う視点から教育長にお尋ねしたいのですが、実は先ほどから、これは私は昨年耳にはしておりました。いいことだなと。だけれども、手法はどうするのかということに気になっていましたところ、だんだん明らかになってきました。

それで、地域にも参加を求めるということでございますね。だとするならば、私は、校長、教頭は市内に、この歌志内に住んでおります。ところが、一般教諭というか先生方は、ほとんど市外から通っております。そのことを考えると、非常にこの事業は矛盾があるのではないかと、地域を含めてやるということは、ほとんど市内に住んでいない先生に対して、地域もお願いしますよということは、私は非常にこれは問題あると思うのですよ、ある面では。それで、小中間一貫の教育だなんて言っているけれども、そもそも先生方が歌志内に住んでいないのに、地域とどうやって交流して、どうやってやるのですか。朝、出勤してきたらほとんど学校ですよ。

そんな歌志内の現状の中で、教育、小中校の中身は私は否定はしません。だけれども、やはり先生方が住んでこそ、地域と密着してやるのがこの事業を成功させることだと思うのですよ。ほとんど校長と教頭しかいない、もう50名近いぐらいの先生、ほとんど市外からですよ。そのことを考えたら非常に矛盾があると。そのことについて、教育長はどうお考えですか。

私は、これを継続する事業とするのであれば、来年から先生方も歌志内に住んでくれよと。

そして地域と密着して、この事業を今後成功させてくれと。そうしないと、先生方というのは地域のことがわからないから、地域の人もほとんど、生徒の親は知っていますよね、確かに生徒の親は。だけれども、地域ということを見ると、ちょっと矛盾がありますね。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁の前にお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

理事者答弁、吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 谷議員の言うことは、もうよくわかります。私も前から言っていることです。

今、だれだって歌志内に住んでいる先生方、歌志内に住んでほしいのは当たり前だし、当然、議員の言うことあっている。私も同じ。ただ、私は二つ考えている。

一つは、先生方ほとんど住んでいないのではないかと、歌志内に。だから先生方からこういう提案したからって、そんなもの受けない。簡単だと思います。だれが損をするのですか。例えそうであっても、損をするのは先生方が住んでいないから、お前らのことは聞いてやらない。だめだと言って、ほかから通っている先生方が得するのだろうか。そのところを例えそういう状況下にあっても、やったほうが子供のためにいいのか悪いのかということ、今、考えなければいけないということが一つです。

もう一つは、先生方がどこに住むかという権限は、今、北海道の教育委員会には、市町村教育委員会に与えられておりません。そうしたら、多分、歌志内を希望する先生はほとんどいなくなるだろうと私は思います。今の規約の中では。中には共稼ぎの先生がいます。そうしたら、そういうのはどうしてもほかのまちと分かれて、夫婦ですから、歌志内に住むということは絶対できない。それから、病気の親を抱えて砂川に家を持っている、だから通わなければならないと。私は、基本的には、小学校のあるまちに住んでもらいたいという希望は谷議員と全く同じです。これからも言い続けると思います。

しかし、強制と、それから強引に言うことは今はできないと、そういうふうに法律は決まっていけないということはやはり理解してもらわなければならない。この2点を私は考えるべきではないかと、こう思います。（「矛盾について答えていないのですが。矛盾があるのではないですかということに対して答えていないのですが」と発言する者あり）歌志内の先生は歌志内に住んでもらいたいということは、谷議員と私と全く同じです。そうすることがいかに大事かということも同じだということで回答になっているかと思います。

だけれども、矛盾はしているけれども、今はこの事業に対してはどうなのでしょうかとこのことを考えるべきだとお答えします。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 損の話しだとか、居住の問題だとか、それは私も理解しております。ただ、私は、やはりこの事業をやることによって地域を巻き込むのであれば、先生方が歌志内というところに住んでいないのに、そこに矛盾があるのではないかと、それを強く言いたいところなのです。矛盾のあるところに、果たしてその批判が、やはり私は心配するのです。その背景にある。先生方は歌志内に住んでいないのに、地域を巻き込んでやってくれと言ったって、これは矛盾があるのではないかと。やはりそういうことが出たら、せっかくだいい事業をやろう

としても、そういう問題が発生したときに、それがあちこちから出たときに、これはどうするのか。ある面では汚点になってしまうのですよ。

私はそういうことを考えている一人ですから、それで矛盾が矛盾を埋めるのにどうすればいいのだと、その考え方はどうですかということを主体にして言っているはずなのです。質問の内容は。言葉足らずだったかもしれません。だから、矛盾のことはどうなのですかということ言っているのです。やはり大きな問題ですよ、これは。

確かに居住、それはわかっていますよ。もう何年も前からほかの議員も、何で先生、歌志内に住んでいないのだという一般質問もやっているわけですから、当然。ただ、私はこの事業に関してやるのが、先生も住んでいないのに地域住民も巻き込んでやるということ、そこを言っているのです。住んでいない先生から言っても説得力あるのでしょうかと、そういう。だから、そのことに対してお答えください、しっかりと。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 確かに地域と一体化する教育ということ、もっと広い意味で深く考えたら、問題点は今そこに住んでいるか、住んでいないかという問題も一つですけれども、それ以外にまだまだ多くの問題が私はあると思います。拾い上げれば。しかし、そういう現実の中であって、だからこの運動会という問題を考えてときには矛盾があるからどうなのだというふうには考えなければならないのではないかと。おわかりいただけるでしょうか。

もしも、それを全面に出したらやるべきではない。その前に、先生方が全部ここに住んでくださいと、そうしたら考えましょうということに、極論を言えばなっていくのではないのでしょうか。

私は、それに対して先生方をお願いしているのは、ふだん住んでいないから子供のこともわからないこともあるぞと。それだけに、地域にはそれ以外のことでできるだけ入ってもらいたいという願いは随時してきています。それで、願わくば議会でこういう問題が出たということについては、やはり私も心配する一面が出できたかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 教育長、私、極論を持って言っているわけではないのですよ。要するに、先ほども言っていますけれども、では、そういう考え方だったらできないのではないかと、何かそういう示唆もするような答弁もありますけれども、問題の原点が、言っている私の原点が理解されていないと思うのです。見解の相違だと思うのです、確かに。でも、やはり教育する方が、本当に残念ながら地域に密着していないということが、もうまことに情けない話ですね。

それで、先ほど歌志内には住む先生がいないような答弁もしておりましたけれども、実際に。歌志内に住めないという、共働きの先生もいるらしいけれども、いろいろな環境があるから歌志内に住めないというのか、だけれども、地域を巻き込んでやる事業であれば、やはり先生方はこの地域に住んで初めて地域を語って、そして地域の皆さんといろいろなことをできると思うのですよ。だから、私は説得力ないなど、はっきり言って。そういうことを危惧して言っているわけですよ、ある面では。

だから、教育長の考え方と私の思っている見解とはやはりずれがあります。確かに今、答弁を聞いていても。だけれども、私は先ほども言ったように、何だ先生方、歌志内に住んでいないのに地域に応援してくれといっても、これはおかしい話ではないのかと。だから、やはり矛盾がありませんかということ、私は言っているわけですよ。だから矛盾あるかないか、それだけお答えください、最後に。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 私の答弁を誤解して受けとられたら残念です。

歌志内には住めないと先生方が言っているとは言っていません。異動のときに歌志内を希望する先生が非常に少なくなるでしょう、いなくなるでしょうと、こういうふうにした。歌志内に来た先生が、歌志内に住みたくないという答弁は、私はしていません。それは誤解です。大変なことになりますから。それを一つだけは、やはり言うておかないといけない。（「矛盾あるかないか答えていない。どちらか矛盾ありますかということをお答えくださいと言っているのだけれども」と発言する者あり）

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 矛盾はあるかないかということは、最初に言ったようにこれは矛盾あるのです、その1点を取り上げても。それ以外まだたくさんありますよ、矛盾を上げれば。先生方にもいろいろな考えありますから、非常に難しい問題がありますから、それとこれと矛盾してくるといいうことはあります。

しかし、そういう現状の中で、少しでも今何をやるかといったときに、どうすべきかと考えていかなければならないのではないかと。常に現実はあるが、そこは直さなかったら次に行けないのではなくて、それはそれで押さえながらも一歩でも二歩でも前進していくというのが前に進んでいくことだと私は思います。

だから先生方に、住んでないやつに何言っているのだとは、あえて思っても言いません。今、こういうふうに進んでいくことは、一歩でも二歩でも進んでいくことになるだろうと思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回、初めて取り組みされるということで、教育費のこの件なのですけれども、初めての取り組みに対する今まで話が出ています学校職員、あと各地域住民の方々の考え方、こういうことを市ではどういうふうにとらえているのか。

あと、学校が主催と先ほど言っていたのですけれども、推進委員会というこの委員会を設けて80万円という予算を出しているのですけれども、これは主催はどちらになるのですか。

○議長（山崎数彦君） 吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） このように理解してもらえればいいと思います。

幼小中の先生方、校長、校長会も含めて、そこが主催です。そして幼小中一貫教育推進委員会は、幼小中の先生の一部代表でつくっている推進委員会なのです。これは、運動会の実行委員会になっています。したがって、予算がそこへ行くようになるだろうと思っています。

○議長（山崎数彦君） 学校と地域はどうとらえているのかということの答弁漏れです。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 学校と幼小中推進委員会との関係、幼小中推進委員会というのは学校の先生方だけでつくっている委員会ですから、だから実際にそれを指揮をとって進むべき運動会は、ここは行きますよと。主力は学校全体が、学校でもって主催でこの行事を進めていくのですよと。実際に具体的にどうするこうするでは、推進委員会で実行委員会という言葉を使いましたけれども、そこが中心になって、毎回毎回違う学校でもって職員会議をやったらいわけにいけませんから、だから、推進委員会、幼小中が集まった代表の先生方がどうするこうすると話し合いをしながら進めていく、実際に実行をしていく委員会でありますよと。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後04時09分 休憩

午後04時10分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 学校の先生方や地域の方は、この運動会について市はどういうふう
に考えているかという質問だと思います。それを私があえて答えるならば、この学校教育にか
かわっては、市のほうは、教育委員会がやっていますから、それはいいことと
思っているだろうと思って、私は先生方に頑張れと、こう言っています。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん

○6番（女鹿聡君） 推進委員会の件なのですけれども、学校側ではなくて推進委員会が主催
になるのですよね、その答弁であれば。違うのですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 大変申しわけないのですけれども、どちらでもいいのではないかと私
は思っています。それで、学校でやりやすいように考えてくれと、どちらがいいのであれば、
ひとつはっきりだけしてくれということ、今、私が答弁すると学校のほうがやっていますか
ら、今、私、教育委員会と言ったら、私がこうですああです、こうやれということで、ちょっ
となじまないと思いますけれども、そのほうを学校側に明確に、推進委員会と学校との関係を
明確にするようにお話ししたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 80万円の交付金については、推進委員会に交付するということ
での補正予算を計上させていただいております。

それで、推進委員会というのは学校の教職員で組織している推進委員会です。その推進委員
会の中に運動会の実行委員会というものが存在します。それで、実際の実動部隊としては、委
員会の中の部組織みたいな感じで、実動部隊の運動会の実行委員会、教職員の学校がやるとい
う意味でございます。

○議長（山崎数彦君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議事進行の動議

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ただいま、女鹿議員と教育長とのやり方の答弁について、ちょっと動議
をかけたのですが、私は、女鹿議員が議会に来て初めての本会議でなれていない。恐らく趣旨
は、主催者はだれになるのだということをはっきり聞きたいものと感じています。

それで、交付金がやはり委員会になっているし、当然、学校ではなくて委員会に交付金を出
す以上は、そのところをはっきりしていただきたいという趣旨の発言だと思うのです。だから、
その辺について、もう少しきちんとした、主催者がだれになるのだということ、本当
は議運で1回休憩とってやるのが筋なのですけれども、そういうことだと思うのですよ、女鹿
議員言っているのは。そういうことなのですよ。

だから、一応その辺を、しっかりと答弁をさばいていただければありがたいと思います。
以上です。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後04時13分 休憩

午後04時14分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま、谷秀紀さんから答弁調整されたいとの動議が提出されましたが、賛成者はいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 所定の賛成者がいますので、動議が成立いたしました。

理事者答弁願います。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） 私は、この行事が、学校が非常にやりやすいようにうまく進めばいいということが前面にあったものですから、原田議員の答えとちょっと食い違ってきたということで、大変申しわけないなど。

次長のほうに整理した回答をさせますので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 歌志内市幼小中一貫教育推進委員会が事業主体、主催となります。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決いたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第35号平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決いたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。

（午後 4時16分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡